

各地經濟同友會

関西経済同友会

1. 設立の経緯

関西経済同友会は当初経済同友会関西支部と称していた。関西においても新しい経済団体設立の動きは終戦翌年の六月頃から次第に活潑となつて来たが、その胎動は岩井、栗本、湯淺、牛尾、川勝、日向、佐伯等の諸君を中心にやがて一本の線を形成するに至り、度々談合の結果、当時東京において設立をみた経済同友会に呼応して関西にもその支部を新設することになつた。かくて昭和二十一年十月二日大阪堂島ビルの清交社における創立総会をもつて経済同友会関西支部はその第一歩を踏み出したのである。

しかるにその後会活動を通じて大阪経済新人会との提携がなるとともに、両者合併の気運が起り、昭和二十二年三月十三日の新人会との合同幹事会において、遂に双方とも発展的に解消して新団体を設立する申合せが成立し、両会から委員を選任してその設立を準備することになつた。準備委員とし

ては同友会側湯淺佑一、川勝伝、日向方齋の諸君、新人会側工藤友恵、中川路貞治、伊藤俊雄の諸君が選ばれたのである。こうして三月十八日、二十七日、四月四日と設立準備委員会、合同幹事会を相次いで開催して規約、声明書等を起草し、四月十四日には総会を開く運びとなり、こゝに自由人の同志的結合たる関西経済同友会が新たに発足することとなつた。新しい関西経済同友会は一躍一七〇名の会員を持つことになつたのである。

2. 機構及び会活動の概況

【昭和二十一年度】

経済同友会関西支部としての当時の会員数は八〇名、代表幹事は鈴木万平君であつた。当初は、企業再建整備委員会、労務問題委員会、国際経済研究会、中小企業対策委員会の四委員会をもつて会活動を行つていたが、二十二年に入つてから部会、研究会制度に改めることとし、部会として金融、貿易、労務、生産の四部会を、研究会として国際経済研究会、中小企業研究会、経済民主化研究会等を設置した。

この期間において最も注目すべき活動は「日本貿易の進むべき道」(関税撤廃論)と「外資導入に関する意見」の二つの意見書を發表したことであるが、労務問題に關して行つた活動もまた忘れてはな

らない。即ち十二月六日の産別会議幹部との懇談を初めとして、引続き同月中に更に日労会議幹部、総同盟幹部と懇談し、この結果関西産別会議を関西経済復興会議に加えることが出来たのは本年度の大きな収獲であつたと云つてよい。

関西経済連合会の改組に際しても最大の発言権をもち得たことは、本会の力の成長を物語るものであり、激動期の経済界に指導的役割を演じたことは注目されてよい。

【昭和二十二年度】

関西経済同友会として発足するに当り、新たに代表幹事に湯浅佑一君を選任し、機構も次の如く改めた。即ち部会は貿易部会を海運貿易部会に拡大し、更に新しく税制問題、交通運輸、燃料動力、労働法改正、自由港問題、文化の六委員会を設置した。

本年度は会組織の上でも基礎付けが終つた。即ち既に誕生していた神戸同友会に次いで、京都、奈良、和歌山の各地に経済同友会が組織され、本会が初めて連合組織体としての実を具えるに至つた。しかして、才一回の関西経済同友会大会では、大阪経済同友会は従来の通り関西経済同友会の名称で活動することが承認され、更に各地同友会は中央組織たる関西経済同友会と並列関係にあることが確認されている。

本年度の活動はその指導理念として(1)統制の撤廃、(2)企業の徹底的な合理化の二つを掲げたが、同時にこの裏付けとなる経済性の貫徹と経済道義の昂揚を図つたことはその著しい特色であつた。この点に關して特に注目されたのは、国際経済研究会の活動で、その終始一貫せる自由経済論の主張は統制の最只中であつた当時においては、まさに衆目を集めた感があつた。これと並んで、民主化委員会で取纏めた経済民主化の基本的方向についての意見も注目の的となつた。それは当時の統制方式を新たな観点から再検討し、一層合理的な組織の下における統制の実施を要請したもので、自由経済と必ずしも両立しない意見であつたが、その真摯な点は却つて同志的結合体としての同友会の魅力を強めるものとなつた。

その他金融部会では「安定価値計算実施」問題を、生産部会では「生産対策」、「企業合理化」問題を、各委員会、研究会ではそれぞれの問題の隘路打解について研究し、ともに相当の成果を挙げることができた。

【昭和二十三年度】

創立以来滿一カ年を経過して本会の基礎も漸く固まり、本年度はいよいよ外部に向つて積極的な活動を行うべき年であつた。当時はまだ戦中、戦後に行われた経済統制が経済のあらゆる面に強い拘束

力を持つていたが、インフレの進行、闇取引の横行、労働攻勢の激化等により、統制経済の基盤が内部から崩れ始めており、このような事態に処して経済の再建を如何なる指導理念によつて行うべきかということが重大な問題となつていた。即ち（イ）統制による拘束を撤廃して自由主義経済に還るか（ロ）統制を更に推進して社会化経済、計画経済の線まで持つてゆくか（ハ）経済道義の再建を人類愛的な精神で推進するかという三つの考え方が論議され、本会においても数次の討議を経て経済に課された一切の桎梏から解放さたて経済を粉飾のない人間性そのもの、即ち善意の自利意識に引戻すという自由主義経済への方向が本会の理念として確認されたのである。この時代に建議された本会の意見は、総て統制の撤廃と新自由主義経済の樹立を要望したものであつた。

本年度は本会が内部的にも充実に来た年であつた。年初において会員総数は神戸、京都、和歌山を合せて二七〇名を数えたが、その後奈良経済同友会が新設され、年度末には総全員数四七八名と年初の約二倍弱の増加となつてゐる。

【昭和二十四年度】

本年度は岩井雄二郎君が代表幹事となり、金融、生産労働、海運貿易の三部会、国際経済、経済政策、中小企業の三研究会、証券、文化、交通運輸の三委員会制を以て会の運営を図つた。二十四年はイ

ンフレが前年十二月の経済九原則の声明どこれに続くドッジ氏の来朝による超均衡財政の実施によつて漸く収束の段階に入り、経済の基調が一転、インフレからデフレに交つた年であり、下半期にはドッジ・ラインの強行によつて安定恐慌の様相を示すに至つた。然しどんなに苦しくとも、均衡財政、補給金の打切りによつて経済再建の基盤を確立することは当時における急務であり、本会がつとに岩井代表幹事を先頭として主張した「企業出血論」の主旨も、これを指向するものであつた。この基盤の上に実力を養成し、輸出の振興によつて経済自立を達成することが我国経済人の使命であり、本会の活動もこの線に沿つて推進されたのである。

【昭和二十五年 度】

本年度は「人類のための経済」を標榜し、その方針に従つて各部会、研究会の構成を考え、従来の組織を根本的に改正して経済政策研究会と社会政策研究会の二本建をとることになつた。じかして前者の下に金融、国際経済、中小企業の三部会を、後者には厚生、労働、文化の三部会をそれぞれ従属せしめた。これが本年度機構の中核をなしているが、そのほか、特殊問題を取扱う委員会として証券、食糧問題、電気事業再編成、時局対策、国土開発、講和問題に関する委員会など六つを特設、問題の検討に当つた。なお今年度の会員は地方全体を含めて五四七名である。

大原総一郎、西村純平両君が代表幹事となつた本年は均衡財政と輸出の振興とが漸く軌道に乗りかけて来た時期であつたが、経済の各面に亘つて問題はなお山積していた。就中朝鮮動乱の発生は事態を急角度に変貌せしめ、本会の活動は更にその重要度を増すことになつた。

本年度の活動において先づ金融面できりあげた問題は「金詰り対策」と「民間資本蓄積促進対策」であつたが、前者はドツジ政策の主として運用面に關する要望であり、後者は特に減税の問題を中心にした対策となつた。

次に国際經濟面では前期においては輸出の伸張策と世界的ドル不足の対処策が中心課題であり、後期では輸入促進、対日講和が主要問題となつたが、特に「輸入促進に關する意見」は、新情勢に対応する最も効果的措置として本会の誇り得る業績であつた。

中小企業問題は金詰り対策の一環として研究し、その成果をもつてとくに大企業者側に呼びかけ中小企業の育成強化を図ることに努めた。

時局対策委員会が中心となつて行つた統制問題の研究では、その方式をめぐつて激しい議論が闘わされたが、結局「新統制実施方式に就ての意見」として各方面に要望した。とかくの批判はあつたが民間自治統制の方式を具体的に示したことは確かにこの種の問題の一步前進であつたと云える。

更に社会政策、社会保障制度に關して厚生部会が採上げた資本並に分配の社会化問題、戦争未亡人、

孤児、生活無能力者に対する社会保障、経営における労働者の福祉向上問題等の諸研究も本年度における主要会活動の一つであつた。

【昭和二十六年】

昭和三十一年十月経済同友会関西支部として発足して以来、本会はここに満五カ年を迎えることになつたが、この五カ年の間において、会員が相互に研鑽を積み、刻苦勉勵を重ねた成果はここに漸く結実し、現在では、組織体としての鞏固な基盤の上に立つ有力な経済団体として、本会は関西財界に不動の地位を確立するに至つた。しかし、これに伴つて、その責務もいよいよ重大となつてゐる。われわれはその責任を果すためにも、今後ますます努力し、同志的結合を一層強固にして、日本経済の再建に寄与するとともに、同友会としても飛躍しようとな願つてゐる。

本年度の運営は中川路貞治、上枝一雄両代表幹事の下に金融、通商、生産労働、厚生、文化の六部会、輸送問題、証券問題、電力、時局対策の四委員会、中小企業研究会を設置して行われており、各部門とも活潑な活動を展開している。また会員総数は大阪、神戸、京都、奈良、和歌山、岡山を合して現在六〇一名となつた。

〔資料〕（主なる意見）

自由貿易体制の漸進的確立に関する意見（昭和二十二年）

才二次世界大戦後の顯著な特徴は再び戦争を繰返さない様な世界政治機構、世界経済機構を樹立しようとする試みである。即ち今次大戦を誘発した国際上の行詰りは政治目的によつて歪められた経済統制と其の必然の結果として生じた経済「ブロック」の対立に外ならないと考え、国際政治、国際経済の面から一切の此等アウタルキ的性格を拂拭しようとする各国の努力である。我国の産業再建対策を樹立するに当つても、此国際間の動向と国際政治経済情勢の支配下にあつて其政策に自由性なき我国の実情とを十分認識し、民族経済体制の樹立と謂うが如きアウタルキ的統制主義や、経済外的な圧力によつて産業構造自体が歪められたりすることは徹に避くべきものと考ふる。

さきに我々は傾斜生産方式がまだ其緒に就いたばかりの頃、其根柢に民族経済的な考え方が潜在する限り、我国産業再建の目的達成は困難であらうと考へ「外資導入に関する意見」を発表して識者の参考に供したのであるが、今回貿易再開を機に之に伴り我国産業の在り方に就ての希望を開陳する次才である。

1、傾斜生産方式に於ける傾斜の頂点を基礎産業と並んで輸出産業へ指向すべきこと。

鉄鋼、石炭等の所謂基礎産業を他の凡ての産業の犠牲に於いて振興することによつて漸次拡大再生産の方向に向わんとする方針は好むと好まざるとに拘らず、修正すべき時期に来たものと思料する。

即ち重点は基礎産業と並んで従来最も閑却されていた雑品工業、輸出工業等にも指向せらるべきであつて、

国際市場で最大の価値を實現する産業に勞働力、資材を優先的に投入することが国際経済との繋に於いて我國産業を再建する方途であると思料する。

2. 貿易再開により一部門戸を開放した以上之を全開放の方向に指向し自由貿易体制の漸進的な確立を目ざすこと。計画経済は厳格な統制機構の上に立たざる限り其成功は期し得られない。既に貿易の門戸が開かれた以上国際経済との接觸面で其統制維持が著しく困難となる。従而世界の政治経済情勢を背景として、国内産業は必然的に国際経済に相應して切換えられ貿易自由主義体制を基調とした全開放の方向に向わざるを得ないと思料する。

3. 国際商品価格に対応できる様に国内企業の経営を合理化し、生産費の低減を図ること。

戦時中我國の技術水準は特別のものを除き殆んど向上の跡は見られない。鎖国政策の爲めに世界的商品感覺は喪失し、原価計算主義による公定價格制と闇生産並に勞働攻勢の爲め経営は放漫に流れている。一言に言えば国際的には売れない商品と売れない價格とが国内生産を支配している。即ち国際市場に於ける競争に耐え得る爲めには企業の徹底的な合理化は必至である。

4. 為替レートの決定を早急に行い、出来得る限り各商品別のレートを避け、一本建レートとすること。

国内需給から割出された統制價格を基準にし、之を個別的に国際價格に結び付ける処置として各商品別の為替レートが決定せられ、之は貿易再開に伴う国内産業の混乱を或程度防止し得る利便があるが、其反面輸出買取が国内闇價格の変動によつて絶えず乱され貿易の機動性が著しく阻害せられることになる。

依而為替レートは一本建とし現実に国際市場に適用する為替レートを先づ決定し、之によつて国内價格を調整し国内價格を漸次国際價格水準に近づけることが貿易政策の眼目であると思料する。

5. 貿易廻転基金の運用は十分民主化せられた機構により、経済原則に従つて行わらるべきこと。

貿易廻転基金の運用は運用委員会が設置せられて之に當るものと予想せられるが、之れを貿易業務担当者の参加した民主的なものたらしめ、且煩鎖なる手續主義、形式主義を廢し、貿易の実情に即して十分、機動性を發揮し得る様な措置を希望する。尙資金、資材の配給機関として官庁類似の金庫、営団等を設置するのは所謂統制主義の弊に墮する惧あるにより此際差控えられんことを希望する。

以上の意見には國際經濟主義自由貿易方式の考え方が其の根柢になつてゐる。政治的には憲法上戦争放棄を宣言した当然の結果として、經濟的には資源の貧弱な我國は賃加工、海運、中繼貿易其他所謂サーヴィセズ等の技術労働の輸出に依存しなければならぬ当然の帰結として自由貿易体制への前進は必然的である。然しながら此過渡期に於て經濟上の出血と社会的な混乱は当然予想せられる。先ず基礎の貧弱な産業やどうしても國際價格水準では引合はない企業は崩壊する。次に企業整理と経営合理化から大量の失業者が發生する。才三には資本の海外逃避が行われる。

6. 以上の出血、混乱を多少でも防止する為めに輸出入統制は己むを得ない。而して之が対策としては貿易廻転基金と並んで相当長期な産業再建の爲めのクレデットの設立を是非共實現する必要がある。

然しながら出血、混乱を顧慮するのあまり、姑息な手段によつて無理に之を抑えようとすれば、指一本で済むところを片腕、片腕で済むところを両腕を切らねばならぬ様な結果となり、結局我が国全産業の後進性に拍車をかけ永久の貧乏国懶惰民族となることを吾々は憂ふるものである。

生産對策に関する意見（昭二三年）

凡そ政治を行う要諦は經濟原則を無視した様な施策や、人の本性を没却した單純な道德論は出来るだけ迴避すべきであると思料する。

例えば我國産業の再建に一ヶ年三千万屯の石炭がどうしても必要であるからといつて、無暗に採掘數量の増加のみを強行して見ても數量が出ず、而も質は低下し之に投下せられる労力、資材が生産物に転化せられずに無駄に費消せられてしまうことが往々ある。依而此努力が無にならぬ様に十分なる方策を立てる必要を痛感する次第であるが、亦一方此の為に他の産業が無視せられ国全般の生産力増強を反つて阻害する結果となる惧れがある点をも考慮すべきである。自利心と自由主義を基調とした資本主義生産機構を其儘とし、物資の需給面のみに強力な統制を加うれば、一物一価の法則が行われず地域的な價格等が生じ、闇取引の横行の爲め結局は統制機構そのものを維持し得なくなるは明である。

従而我々が生産對策の冒頭に當つて強調致し度い事は「經濟原則に帰れ」と謂うことである。

一、統制措置に関する對策

1. 經濟政策は經濟原則に則つて立案し、之に背馳する政策は出来る限り原則に従つて修正する。唯之に依つて生ずる欠陥に対してのみ社会政策的見地より適當の修正を施す。

2. 經濟上の原則的指導理念を確立し、中途半端などつち附かずの統制を中止し自由主義經濟体制によるか計画經濟体制によるか態度を明確にする。若し計画經濟体制を取る場合には警察力の徹底的な擴張を行うと共に

違反者には極刑を以つて膺む程度の覺悟をし、如何なる犠牲を拂つても闇を絶滅し得るの見透しを以て之に対処すべきであると思料する。然し之のことが出来ぬとあれば自由主義經濟の原則に還り、其結果として現われる不合理不調和は他の方法にて是正すべきであると思料する。

3. 計画の立案に當つては「時間」の問題を綿密に検討し、全ての計画は嚴密な時間的考慮に基いて立案、運営する。

二、勤勞対策

今日最も緊急なる勤勞対策の根本は真面目に働く人達が真面目な生活が出来、国内の總勞働力が最も効果的に生産力に転化する様にあることである。

1 各企業に投下せられる勞働力が高能率により國際競争に耐え得る如く勞働政策を實施する。八月十五日より許可せらるることになつて居る國際貿易の結果が我國の産業並勞働政策に如何なる結果を招致するかを今よりしつかりと考慮すべきである。

2 差当り國家再建に不必要な企業並に生産性の無い企業又は將來見込の無い企業は之を思い切つて整理する。

3 企業の科學的經營に必要な勞働者以外の余剩勞働者は之を他の方面に配置轉換をやる。

4 國家再建に不必要な勞働に従事しているもの及び生産性を伴はない勞働者、即ち潜在失業者は之を失業者として表面に浮び上らせ失業対策を建てると共に極力之に生産性を与ふる様施策する。

三、價格対策

價格は物資の需給關係によつて決定せられ、需給關係は亦逆に價格によつて規整せられ、之が大體限界生産費に等しいことは従來の通念であつた。從而價格対策の樹立に當つてもイ、公定價格制を徹廃し、之を需給關係に還元しようとする案とロ、現行の公定價格制は一応之を是認し、公定價格を限界生産費に一致せしめよ

つとする案とが従来屢々主張せられて居た。然るに吾人は現在生産増強を阻害している主因は、公定価格自体が生産面より遊離している点と公定価格、闇価格双方の面に於ける価格の不均衡に在りと思料する。吾人の所見としては自由価格の原則に還るべきを主張するものなるも、此の種のが真に実行せられざるべき点をも考慮し且国際貿易との關係を調節せしむる意味に於て左記の諸措置を要望する。

1 公定価格制を一応是認し、之を国際経済との關聯に於いて規整する。
2 生産を刺戟し、且生産者に自立採算自立経営の規準を与える意味で、公定価格は現在の原価主義を排し外国市場を基準として決定する。

3 国際的なる各商品の公定価格の比率は戦前の價格の相對的比率に原則として準拠して決定する。

4 公定價格に品質による差等、使用價值による差等を設ける。

5 国際的に引合ない企業は此際整理せられるも止むを得ないと思料する。唯だ吾国に於ては勞働力のみが過剩なる点と國民経済自立政策を如何にすべきかの二点を考慮し、或種の産業は二重價格制に依りて一定の方針の下に國際價格と對立するを得しめ、以て之を保持存立せしめる様檢討して基本政策を立つべきである。

一、日本經濟の民主化は財閥ならびに大企業の解体、独占の禁止および經濟力の集中排除に関する措置等を中心とする一連の連合國の指導方針によつて方向づけられている。それはまた今次戰爭の原因をなした軍國主義を絶滅するため、従つてまた今日では敗殘の姿とはいへ一応戦力化した日本經濟の構造を根本的に分解せんとする連合國管理政治の基本方針でもある。

一、しかしながら日本經濟の民主化はこれらの諸々の措置によつてのみ達成し得られるものではない。それは日本經濟の今後在るべき構造を規制する進退を示すにすぎないのであつて、それ自身經濟の民主化ではない。それは經濟民主化への前提条件ではあるが、それに續いて民主化への具體的努力が広汎に且つ果敢に實踐されなければならぬ。

一、しからば經濟の民主化は何を目標として考えられねばならないか。才一の目標は國民經濟の能力を發展せしめることであり、社会的生産力を増強することである。然してそれが平和と自由のために且つ人民の幸福のため、いかに運用せらるべきかといふことである。

才二に經濟的被支配者の解放である。經濟的な支配被支配の關係を弱者が強者によつて圧迫せられることである。

しかししてこれらの目標を達成するための体制を、企業においてはその運営に關与する者の意思によつて自主的に作り上げることである。

一、經濟同友會經濟民主化研究会（東京）はさきに「企業の民主化」の一試案を發表した。

之に關しては企業經營民主化の基本的構造として經營者を企業の運営に關し公共の利益を代表し、且つ最高の責任を負ふべき經營技能者として完全に独立せしめ、これを媒体として本来対立の關係にある勞資を協同關係に導かんとする考え方である。これは企業の社会性を高度に認識し、資本、勞働、經營は三者それぞれ個別的利益

のためにのみ存在するものではないという前提である。

一、日本経済は長い戦争とその悲劇的な敗戦の結果破局的な縮少再生産に転落した。戦力と結びついた経済力は或は破壊せられ、或は消耗し戦時経済の構造は一挙にして壊滅した。敗戦後再出発した平和的民需経済は戦前の三分の一以下の生産を維持するにすぎない。最近は何分経済力の均衡を回復したとはえ財閥企業解体と企業整備で生産力は分散せられ企業は中小規模のものとならざるを得ない。

国土は狭少となり人口は過剰である。国民経済の再建のためには何としても生産を復興しなければならぬ。生産力の増強、労働の生産性の増大をはかるためには労資の緊密な協力関係を確立する以外に方法はない。

一、経営者が媒体として資本、労働、経営の三者協力の体制を制度的に確立することが可能であるかどうか。「企業の民主化」に関する東京案の理論的構造並びに具体的な諸問題については更に検討を重ねなければならぬ。特に資本と経営の分権という問題は現実的な傾向として異論のないところであるが、企業経営上の原則的な構造として規定することに就ては意見の分れるところである。然しながらこの案の前提となつてゐる日本経済の現段階的認識および企業の性格形態に対する修正点に関しては本研究會に於てもその見解を一にするものである。

絶えず高き段階に成長しつつある労働過程の協業的形態は資本主義の発展段階の転機を意味する。それは資本主義修正の構造に於て研究されなければならないのである。

統制の漸進的撤廃に関する決議（昭和二三年）

凡そ経済施策は消費大衆に安価良質の商品を豊富に提供し、その生活向上に資する事を目的とするものでなければならぬ。然るに現在の劃一的、機械的統制下に於いては大衆が価格の合理的決定に比較的無智、無關心なる現状よりして消費者の立場が無視せられる。時には之が生産業者側の利益確保の手段に利用される傾向さへも觀取される。若し公定価格が更に大巾に引上げられる様になれば、生産の合理化が想定されない限りは価格の上昇による購買力の減退と相まつて、嘗つての協定価格の如く公定価格が価格低下の挺入に陥る惧があり、統制の自己崩壊が出現するのではないかと考えられる。依而此際現在の劃一的な統制方式を改め、統制を是非共必要な最少限の範囲に縮め、統制能力を重点的に集中していやしくも統制を行うものについては、どこ迄も統制の果果を擧げる様に努力すべきであると思料する。即ち

- (1) 統制は主食及び之に準ずるものと鉄鋼、石炭の如き生産再建に必要な基礎資材とに限定する。
- 其他の物品に就きては漸進的に撤廃する。
- (2) 生産が増加し、消費に対し供給量が充分になつて来たものに就きては統制を撤廃する。
- (3) 自由価格が公定価格に近いものに就きては統制撤廃の準備をする。
- (4) 自由価格が公定価格を下廻つてゐるものに就きては自動的に撤廃する。
- (5) 事実上配給されないで自由取得に委ねられたものに就きては撤廃する。

労働組合法改正に関する意見（昭和二三年）

我国労働組合法は敗戦直後虚脱混沌の際に拘らず、我国の民主的傾向の復活強化の為に、一気に成立せしめられたものだけに今や顧みて其の是非適否を検討する必要が生ずるに至つたと史料する。公務員法改正に関するマ元帥の書翰が我国民に重大な教訓と示唆とを与えたが一般私企業に於ける組合運動乃至紛議も亦其の事実を以て検討批判すべき各種の重要な問題を提起しつつある。

抑々法は其の時代と将来の動向に適合すべきものであるに拘らず、我国の組合法はその基本的態度に於て謂はば初期資本主義時代を予想した形式的立法である点に於て幾多の問題を包蔵して居る。

其は先づ才一に労資の実力関係に於て旧来の觀念より脱却し得ず、労働者を弱者として一方的に保護せんとしているが、既に孤立した個々の労働者なるものは考えられず、組織大衆としての労働者は強大なる圧力となつて政治に經濟に重大なる影響を与えつつあるのである。今や法益均霑上寧ろ保護すべきは資本經營に在りと云うべく、之が為には直接間接には經營權の確立を法定すると共に、所謂利益代表者の範圍を拡大して權利と実力の平衡を計り、団体交渉權の範圍等についても労働者の直接關係する労働条件に限定し、濫に他の權利を犯し、ひいては産業の麻痺社会不安を結果する事のない様工夫さるべきである。

才二に労働組合法は我国經濟の特異なる実相に充分考慮を拂つていない。即ち組合法は一切を労資間の自由なる協議決定と実力關係に委ねているが、我国の經濟は決して自由なる資本主義ではない。茲に於て労資間の諸問題、就中賃金も自から一定の制限又は統制を受くべく、従つて之等の問題を單に兩者の自由に放任することなく別途合理的に之が基準設定の爲の特定の機關を設くべきである。

才三は組合法が比較的公共の福祉を等閑視していることである。

蓋し何れの一方も相手方との關係に於て公衆の利益安全を阻害してはならない事は、新憲法を見ても明かである。又國家經濟再建の爲にもその行動には諸種の制限を蒙る事は已むを得ないと云わねばならない。従つて私企業と雖、公共的性質を有するもの、又は經濟再建上重要なものについては平和義務規定乃至紛議處理方式を労働協約の必要記載事項たらしめると共に、他方陪審制度を伴う労働裁判所を新設し、之を審判部と調停部とに分ち、以て平和的合理的解決を計ることを提案したい。

才四は、上述の如き基本に立つ我國労働組合法は当然の結果として規定上幾多の欠点を有することである。其の主なるものとしては才一条才二項、才二条でその規定は相俟つて組合をして万能不可侵の感を抱かしめるのみならず、之が為職制による命令系統を混乱に陥れつゝあるを以て組合運動の限界を明にすることが肝要である。才一条才二項、才十一条及び才十二条等の規定の曖昧法は或は政治的罷業、同情的罷業又は生産管理等幾多の不正労働行をも招来せしめるが故に、之等の規定は十分に検討を加え、より具体的に明定せらるゝ必要がある。更に基本的人權たる個人の自由はクローストショップ制によつて重大なる制限を加えられつゝあるに不拘、法は之についても何等触るゝ所がない。以上の如き組合法の有する不備欠点は既に各種団体によつても具体的に指摘せられつゝあるが、法成立の過程と其後の突進推移より見て我國労働組合法は既に改正さるべき時期に到達したことを示しつゝある。当局に於ては此際視野を広くし囚はるゝ事なく、之が合理的改正に邁進されんことを望んで已まぬものである。

金詰り打開に関する意見（昭和二年）

年初來政府支拂の抑制、徴稅強行を主因として金融狀勢は逼迫の一途を辿り、その結果最近に於ては売掛金の回収難、買掛金の支拂延期、原材料の手当難、設備補修の手控え等は各企業一般の現象となり更に資力薄弱な中小企業方面では貸金支拂日の繰延べ、一部運轉資金の高歩依存、手持商品の闊流し、不要工場の買却等の現象も數多く見受けられ、業種によつては企業閉鎖、転業並に手持商品の投出しすら見られる段階に達して居る。

今若し事態の改善を図ることなく現状の儘にて推移せば、現下喫緊の命題である生産増強を阻害し、ひいては我國經濟の再建を遅延することにもなるので金詰りについて実情に即した打開策を早急に実施する必要がある。現下の金詰りの原因は根本的なものと派生的技術的なものとが交錯して居るが、之等諸々の原因は我國の現状に於いても決して除去し得ないものではない。然るに其の実現が阻止せられて居るのは政治力の欠如と觀念論の横行に因るのである。仍つて本会は本問題に付いて充分検討した結果、次の通りその実現の具体策を建議する。

一、政府は行政整理を断行して財政支出の徹底的縮減を行ふこと。

現在の金詰り激化の主因が財政資金の龐大化に因る産業資金の圧迫に存することは何人も異論を挿み得ない処である。龐大なる官庁機構の存在に伴う財政支出の累積と官業の巨額の赤字を放置して、資金引縮めの圧力を産業資金に対して一方的にかけることは日本經濟の安定と復興に不可欠の要因である生産力の恢復を著しく阻害する危険が極めて大である。仍つて此際政府は行政整理と官業独立採算制の確立を断行して財政支出を徹底的に削減することが刻下最大の急務であることを認識すべきである。

一、政府支拂の促進を速かに実行すること

金詰りの最大の原因の一つが政府支拂の遅延にあることは云うまでもないが、之は政府自ら国民に対する債務弁済の約を違えるものであり、かくては国民の政府に対する信頼は益々稀薄とならざるを得ない。仍つて政府は這般の事情を勘案し、支拂遅延に付いては凡ゆる工夫を講じ之が打開に當るべきである。政府は支拂遅延に對しては利息の支拂を考慮して居る模様であるが、国民の要望する処は延滞利息の支拂ではなくして、支拂の迅速化で在ることを認識し、利息さえ支拂えば支拂遅延は差支えなしと云うが如き事態とならざることを嚴に注意すべきである。而して支拂遅延の具体的原因は支拂手續の複雑、政府業者相互の經理技術の未熟、關係法規の難解等にあるから發註乃至請負契約につき概算拂及び政府の手形拂制度を創設乃至充實し以て支拂の迅速化を図ることは正に刻下の急務である。

一、租稅徵收の時期と技術を合理化すること

最近各企業の金詰りは租稅そのものの負担もさることながら、其の徵收が年度末に偏することにも大なる原因があることが指摘せられる。而も之が又一方に於て政府支拂遅延の一つの原因ともなつて居るのであるなら年度中平均して徵稅し得る様な仕組に改め以て徵稅と財政支出の時期的不均衡を除去すべきである。

一、價格差益金の徵收を徹廃すること

物価改訂の際に新旧兩公価の差額を差益金として徵收することは公価改訂による収入増加が爾後の仕入費用の高騰により相殺されることを無視し、假想の利益を取上げ、資本の維持を不可能ならしめることに外ならず、又それが前後の物価騰貴を招来する結果となる。而て價格差益金の徵收を受けた企業は次期仕入に際して従前の生産規模を維持せんとすれば、少くとも徵收額だけの借入を必要とするが、現在の金、融通逼迫の状態に於ては之が入手は極めて困難でこの為生産は著しく阻害されて居る。又出先徵稅機關によつて徵收方法に相当差異がある為、極めて不公平なるを免れぬ現状にある。仍つて斯る悪影響を齎しつつある本制度の如きは今日断然徹

廢する必要がある。

一、各企業に於て適正利潤を確保し得る如く物価改訂を修正すること

石炭、紡績等の重要産業方面に於ては今次の物価改訂後の賃金水準の上昇により既に再び赤字を生ずる懸念が濃化して居るが、重要産業以外の企業に於ても今次物価改訂により原価計算の査定が辛くなつた結果、多数企業が適正利潤を得られぬ状態にある。

国家財政の収支バランスが必要であると同様企業に於ても収支のバランスは絶対に必要である。企業の赤字を拂拭するのみならず、之に適正なる利潤を認めて資本蓄積を可能ならしめ、以て日本経済を再建の軌道に乗せる為には実情に即した物価の修正が是非必要であり、而もその実施に當つては時期的ズレを無くすることが絶対に必要である。実情を無視した価格体系は経済再建を却つて阻害する怖あるに鑑み価格体系の操作に付ては今後一段慎重なる考慮を拂り可きである。

一、速かに強力な賃金安定策を実施すること

政府が経済安定策の一環として賃金安定問題を採り上げて居ることは、誠に時宜に適したものとて賛意を表するが、その実施時期については今秋の主食増配が実賃金引上げの有力なる要因となるから、徒に此の好機を逸することなく、強力なる賃金安定策を断行することが強く要望される。

尙その実施に當つては關経営等による高賃金の支拂い、不当なる賃上げ要求等に対して嚴重且つ弾力性ある監査をなし、一部重要産業のみが統制の負担を負うが如き事のない様対策を講ずることが絶対に必要である。

一、適正なる金利水準を設定すること

現在の金融逼迫を是正する為には貯蓄の増強と資金の効率的運用を図ることが絶対的に必要であるが、之には其の目的に適應した金利水準を設定することが不可決要件である。殊にインフレが漸次安定化の色彩を濃化

しつつある現状に於いて預金金利の引上げは国民をして貯蓄に魅力を感じせしむる好機である。政府はこの好機を捉え貯蓄増加を強力に推進する為速かに金利を適正な水準に改訂せられ度い。

一、優良乃至適格手形優遇を勵行せられ度きこと

之等手形優遇の方針は政府に於て既に決定を見たが、その実効は未だ拳つて居らないことは何人も否定し得ない。従つて之が打開の方法として

(1) 市中銀行に於て割引きたる適格手形に付いては日銀は無条件に再割引を行ふこと

(2) 重要配給物資の配給資金の貸出順位を其の重要度に応じて引上げること

等を是非共実現することが必要である。

一、問屋制度の復活を計ること

最近の金融引締めは産業就中小企業方面に集中しつつあるが、之等中小企業金融難打開の一方法として問屋制度を復活し、之に各中小企業の事業内容を把握すると共に資金の用途を監視せしめ、銀行は問屋を通じヒモ附にて資金を供給することとし中小企業金融の円滑化を計る必要がある。過去の事例に捉はれて徒に問屋を中小企業の圧迫者の如く考え、之を一挙に排除せんとするが如きことは現実の事態を認識せざるものであり又中小企業を救ふ所以でないことを銘記すべきである。

一、長期金融機関の確立を早急に行ふこと

安定期を控えて市中金融機関の到底負担し難いリスクを伴う長期融資が増加する傾向にあるが、市中金融機関としては原則として短期資金のみを賄う外なく、従つて長期金融は之を専門的に取扱う長期金融機関を創設することが是非共必要である。然し乍ら斯る新機関の設立は早急には望み難いので之が確立を見る迄は不取敢復金を改組の上存続せしめ、積極的に長期資金の供給に当らしめることが必要であると思料せられるが、此際復

金に関する国民の疑惑を一掃し、且其の資金調達方法及び貸出方法を根本的に変更する等復金の徹底的改革を断行すると共に政治的圧力の介入を排除することが絶対に必要である。

一、法人の株式所有制限の緩和（独禁法の改正）

政府は来る臨時国会に法人の株式所有制限緩和を含む独禁法改正案を提出することに決定して居るが、之は主として外資導入の観点から立案されたものである。併し乍ら日本国民の証券投資能力並びに証券投資の慣習が成熟し、従つて企業の自己資本調達が可能となる迄には佳成長期間を要すると思われるから独禁法の改正に当つては企業の自己資本調達が容易ならしめる観点からも法人の株式所有制限は独占に陥らざる様な範圍迄是非緩和することが絶対に必要である。

國際貿易の障害の除去に就て

（昭和二十四年八月）

最近世界経済の注目すべき動向は、戦後の火急緊切な需要が一応充足され、与えられたる購買力の限度に於て供給が需要を超過する傾向を示し初めたことである。我國貿易の不振もその原因の一半として海外市場が漸く所謂セラーズ・マーケットよりバイヤーズ・マーケットに転じた事に思を到らせば、その克服の容易ならざるを想像せざるを得まい。然るに一方各国は挙つて自国の輸出に狂奔し他国よりの輸入は能う限り之を防圧せんとする体

制を依然持續しつゝある。云うまでもなく若し各国が荒る事のみを望んで、買ひ事を拒むならば、どこのつまりは荒る事自体も否定する事となり、その赴く處は世界經濟の平和的協調を破壊し、各国間の嫉視と不安が再び出現するであらう。換言すれば世界經濟は自らの頸首を扼する如き封鎖的自給經濟を採るか將又自由開放的な相互依存經濟を採るかの岐路に立つて居る如くである。而して才二次大戰後に國際間に樹立されたI・T・Oその他の通商協調機構はこの澎湃たる自國本位經濟政策の潮流に災いされ、その効果が充分に發揮されない現状にあるのである。

平和國家としての我國の經濟自立は貿易の發展、即ち輸出を以つて我々の生存に必要な物資を獲得し得る態勢の確立に依つてのみ可能であり而して世界經濟が不況を防止せんとするならば、それは世界を以て一丸とする有無相通の經濟を実現する事によつてのみ救い得ると信ぜられる。

米國に於ても既にトルーマン大統領の就任教書の示す如く後進國に対しては資本並びに技術を供与し、繁榮を世界的規模に於て招来せんと企てられつゝあるものと考ええる。関西經濟同友會は政府に対し世界經濟が茲に重大なる一轉機に直而しつゝある事を認識し、日本がより自由なる世界貿易のために卒先して努力する決意を中外に示すことを要望するものである。

一、I・T・Oの精神にのつとり自由なる貿易の爲、通商障害の除去を目的とするあらゆる國際的施策には欣然として参加する意志であることを世界に披瀝すべきである。

二、現在行われつゝある各国間の兩邊的貿易協定を更に一步を進め多邊的自由貿易の実現のためあらゆる努力を傾倒すべきである。

三、各国間に政治思想並びに貿易政策の相違があつても商取引とイデオロギ―を確然區別し、可能なる範圍に於て通商上の實際に即した方策が考究されるべきである。

日英通商協定締結に就ての意見 (昭和二十四年)

我国經濟の自主的再建は全て貿易振興の如何にかゝつてゐる。従而自由主義の基盤で貿易を復活することは、終戦以来我々が繰り返し強調したところであつた。

我国の貿易は戦前迄英国並に其屬領地域に非常に多くの部分を依存して來た。戦後は戦前と全然異り、アメリカ經濟の一環となつた。然し今回の協定によつて此の貿易の基盤が漸次戦前に戻りつゝあることが明確になり、我国が弗ブロックと共にスターリング・ブロックにも主要な交渉を持つに至つた。

謂ふ迄もなく我国の經濟は未だ戦争による荒廃から充分に回復せず、其基盤は著しく脆弱である。今回の日英新通商協定は此の意味で日本の貿易にとつて劃期的な意味をもつものと謂い得る。之に依りスターリング・ブロックと我国との間の貿易が今後益々發展することを念願して止まない次才である。

講和締結に就ての要望（昭和二年）

貴官が昨年来、多難なる国際情勢下にあつて我々の待望久しき対日講和条約締結の為に多大の努力を傾注して来られました御厚志に対し深甚なる敬意と謝意を表するものであります。特に今般この講和問題に關して日本に來訪せられましたことは誠に感激にたえない処でありまして、尙この好機に我々が日頃より抱懷いたして居ります意見の開陳するを得ましたことを無上の光榮に存じて居ます。

我が日本が一九四五年の戦争終結以來悲惨な窮乏の底から起ち上り新しい自由な人間社会の実現を目指して着々復興の歩みを続けて今日に至りましたことは、この背景に連合国特に米国の絶大なる精神的物質的援助が強力に実施せられたる賜でありまして、我々はこれを想起し心からなる感謝の意を捧げる次才であります。しかるに漸く国家再建もその緒に就き経済復興の萌も見え始めた昨年において、突然勃発した朝鮮動乱の事態悪化に伴い緊迫した国際危機の渦中に我が祖国の姿を見出さざるを得ない悲しむべき結果となつて、秩序ある平和を希う世界の為にも、再起の道が開けたばかりの日本の為にも、異常なる関心と不安が駆り立てられつゝある冷厳なる現実に直面したことを誠に遺憾に思ふものであります。

此の時に當り貴官の非常なる御尽力によつて講和の熱望が急速度の実現の曙光を見るに至りましたことは、誠に欣快にたえない処であります。関西経済同友会はこゝにこの重大なる問題に關して我々の希望を卒直に誠意もつて披瀝することにより、貴官の賢明なる洞察と善処を乞はんとするものであります。その希望を大別すれば次の三項目になります。

第一は急速なる講和の締結であります。

我々は従来主として米国の指導の下に世界平和に貢献し得る洗練された民主主義国の国民たらんとして努力を續けて参りましたが、現下国際情勢の中にあつては完全な国家的独立を回復し、自主性の確立された基盤の上において、自力により民主国日本の再建に邁進し民主主義国家陣營の期待に沿ひ得る国家たらんことの必要を確信いたして居ります。従つて我々のこの真剣なる覺悟に則して一日も早く連合軍の占領を解き完全な自主独立を附与する方針の下に講和を促進せられんことを念願するものであります。

第二は対日經濟援助であります。

日本經濟は一応相当程度の回復を見たとはいへ、未だ資本の蓄積、生活の水準ともに經濟自立達成には程遠い低位にあり、しかもそれすら米国の好意によつて始めて支えられているのが実情であります。

貴官の昨年十二月二十九日のラジオ演説の中に

「米国内は共産革命によらずとも累進課税、社會保障、年金制度によつて立派に社會正義を實現出来ることを立証した」

と述べられています。日本においてもその水準は低位ながらも、独立と自由に対する自覺と自信を必ず懷き持つことが出来るやうな国にならねばならないと信じて居ります。しかし現在の段階においては米国より或る程度の日本經濟の自立に必要な援助を前提としなければ、我々が如何に勤勉努力しても容易に現実の自立達成を見ることは考え難い処でありまして、又この援助こそは日本國民の精神的自立と自營との最大要素ともなるものであります。講和後においても經濟自立達成を目標とした対日經濟援助の継続を望むに切なるものがあります。

第三には自衛體制と安全保障であります。

右の如き国家となる爲めに出来得る限り自力をもつて再建を決意し、且つその目的達成に努力する日本に向つ

て侵略せんとする内外の勢力がある場合には、これに對して我々はマツカーサー元帥が本年々頭日本国民へ与えられたマツセーデ中の

「若し国際的な無法律状態が引続き平和を脅威し人々の生活を支配しようとするれば戦争放棄の理想がやむを得ざる自己保存の法則に道を譲らねばならなくなるのは当然である」

との言葉の通り、その侵略から自ら平和を愛する国民と国土とを護る自衛体制の確立をなすべき決心をもつものであります。勿論外部の來襲に對する防禦には自力のみをもつては困難であると考えられるのでありまして、国連の安全保障又は集団安全保障を求めたく存じて居ります。唯現在日本国民は、この非常の場合において国連軍は日本を放棄して撤退するのではないかという危惧の念を抱いていますのでこの際、日本の海岸線をもつて不転の防禦線とする公式の決定を与えられまことを深く期待する次才であります。

以上三項に亘つて固き覚悟を述べて、これに伴り要望を申上げたのであります。次にこれ等の要望を更に具體的に項を分けて説明いたしたいと思ひます。

一、講和の基本方針

1 講和の時期は、一部に唱えられている「戦争状態終了宣言」の措置を探ることによつて講和を延期するよりなことなく、緊迫せる現状に徴して一日も早からんことを希望します。

2 講和の形式は世界平和を真に希う我々として勿論連合国の總ての国々と全面的に条約を締結致したいのであります。己むを得ざれば米国を中心としてその方針に賛同する出来る限り多数の国家と講和する形式によるべきであると思ひます。

3 領土に関しては歴史的民族的観点より深き理解を頂きまして、千島、琉球、小笠原の各島は日本領土として存置されることを希望します。

- 4 賠償については、経済自立の立場より昨年米国政府の発せられたる日本の賠償取立中止声明の通り、既に実施せられたる中間取立を以て打切られることを希望します。
- 5 私有の在外資産は各国ともこれを旧所有者に返還されることを希望します。
- 6 連合軍が接収したる国内の私有財産は一応返還する処置を採られるよう希望します。
- 7 国際連合その他国際機関に対して速かに加入し得る措置を講ぜられることを希望します。又同時に種々の国際条約締結の自由が承認されることを希望します。

二、日本経済自立達成の援助

- 1 現在日本はかつての大市場であつた中国満洲に経済的足場を失ひ、国内産業は戦争の災禍の為に荒廃しその上人口は戦前に比して非常に増加を示してその経済力の弱体は想像以上のものがあります。よつてこれが回復を計り自立経済達成を徹底的に援助する精神をもつて講和条約の主要なる条項とされることを希望します。
- 2 貿易については大西洋憲章才四項の一、米英兩國は凡ての国民がその経済的繁榮の爲めに必要とする貿易及び原料を均等条件によつて確保する保障を与えることを当然の義務とするといふ精神を基本方針とされ、日本が貿易上公正なる国際活動が自由になし得る如く一切の制限を排除されることを希望します。尙講和締結後各国との通商条約の締結或は改正が完了する迄の空白期間は実質的措置によつて補う方途を講ぜられ各国の最惠国待遇の附与或は貿易運輸関係日本商社の外地駐在等に関し均等なる処置を希望します。
- 3 海運については凡ての制限を排除し又船舶の保有量、船型、航路運輸条件、燃料清水の補給、才三國間輸送の自由等についての完全なる承認を希望します。
- 4 民間航空事業は郵便、商業、その他の平和目的の爲にするものについて全面的に許容されんことを希望し

ます。

5 漁業の活動を促進する為めに漁区の制限の全廃を希望します。

6 国内工業生産水準については、純然たる兵器製造以外の全工業について凡て無制限にすることによりこれが速かなる回復を計られんことを希望します。

7 独占禁止法及び事業者団体法を経済民主化の方向に違反しない範囲において思い切つて緩和する措置が認められることを希望します。

8 講和の時期如何に拘らず次の諸項目には特別の配慮を希望します。

(イ) 対日援助資金に代るクレジットの設定

(ロ) 食糧及び工業諸原料輸入の確保

三、国土防衛體制と安全保障

1 侵略に対して自ら防衛する覚悟は前述の通りであります。その自衛権確保の具体的措置として国内治安維持と沿岸防備を目的とする自衛上の国土防衛体制が確立せられることを希望します。

2 日本の貧弱なる財政をもつて近代的武器を装備することは困難でありますので、これ等は米國より提供又は貸与の方法が採られることを希望します。

3 日本國土に向けられたる侵略に対する防禦は、日本自力のみをもつては困難と考えられますから、国連又は集団による強力なる安全保障が確約せられることを希望します。

4 右の安全保障を遂行するために、駐兵が必要である場合にはこれに同意するものであります。

以上をもつて我々の抱懐する希望の開陳を終りますが、何卒我々が民主主義に徹して人類社会の國際平和と自由平等を實現するために、世界の数多き民主國と共に渾身の努力を致さんとする熱意を御認識頂きまして、出来

るだけ早い時期において講和が実現されるより、今後共御尽力頂きますことを心から懇願申上げる次才であります。(以上)

新統制実施方式に就て (昭和二五年)

今日の経済組織は競争の原理の上に立つて社会的な需給を自動的に調整する様に出来ている。この自動的な調整機能を見失って濫りに人為的な干渉を加えることは反つて弊害を生ずる。この建前から経済上の諸統制は極力避くべきものとする。唯この自動調整機能が失われた場合と、放置すれば反つて弊害を生ずる場合にのみ限つて経済の統制は行わなければならない。

日本経済は米国経済の余波を受け、やがては統制を必要とする時期は来るかも知れないが、現在未だ統制を必要とする段階にあるとは謂ひ得ない。仮に将来統制の時期が到来したとしても、戦時中の様な統制であつてはならない。夫は旧来の統制方式とは異つた新しい構想による方式でなければならない。即ち

一、基本構想としては

(1) 今回の統制の主眼点は生活水準の確保でなければならない。

再武装の爲め民需を圧迫し輸出才一主義の爲め内需を切り詰めると謂ひ考へ方、即ち過去の企業整備や労働者農民への犠牲の齎せは飽く迄も回避しなければならない。

(2) 統制は企業活動や個人生活を抑制干渉するのでなく、誘導と或程度の保護とが主眼点でなければならぬ。従而直接統制は避けて出来るだけ間接統制とする。

消費選択の自由は広汎に認めて個人の創意工夫を大いに生かすべきである。之は又需給統制でない一種の条件統制を意味する。即ち従来みられた④制や割当符制は経済のメカニズムを破壊する許りでなく活動意欲を喪失せしめて、上るべき生産を殊更に落し、或は出廻るべき物資を徒らに囤積させて闇市場を発生させ物価高を呼びインフレを通じて経済を攪乱するに至ることを経験は教えている。

(3) 統制は官僚統制、民間の自主的統制とかの方式に捉われることなく、官庁の公平性と民間人の経験とを生じた実情に即したものでなければならぬ。

(4) 統制は総花的全面的統制でなく部分的、重点的統制で大元を締めて末端は之によつて自然的に規正すると謂ふ方式でなければならぬ。従而其対象を金融、貿易と輸送、電力等の重点箇所集中的に、然し乍ら鞏固に実施すべきである。例えば金融に対しては政府資金の活用、貿易面に対しては外資による調整等の方法により企業に対する直接の使用制限、生産命令等の如きは全体計画に影響を与えない限り出来る限り行わないものとする。

二、統制方式

統制は止むを得ず行ふ場合でも、出来る限り漸進的に行ふべきもので、今日は準備だけを十分にやつて置くべきものである。これは将来統制を行ふ場合に、統制の方式は内容を朝令暮改することが好ましくないからである。又統制を段階的に行ふ場合でも必ず一定の方針なり原則を守つてゆくことである。従つて採るべき対策を可及的段階的に略述すれば

(1) 当面とりあえずなすべきこと。

(イ) 物調法の改正——現行物調法の有効期限を延長すると共に、現規定中の不要条項(例えば工場設備の譲渡

合併等の項)を削除し、最少限の物資割当、使用制限等が実施し得る如く簡素化する。ニッケル、コバルト、錫等の稀少物資の不急部門の使用制限等は早急実施する。

(ロ) 現行外国為替及貿易管理令に基く輸出制限を利用し内外需のバランスをとり輸出入物資の調整を図る。銅、亜鉛等の地金輸出の禁止を行い、重要物資の国外流出を防ぐ。

(ハ) 業者団体法、独禁法の改正——民間の自主的統制を円滑ならしめるため、その阻害となつてゐる点を改正する。たゞ前述の如く本法制定の趣旨は飽く迄之を尊重しなければならない。

(ニ) 輸入の促進——貯藏用を含めて出来るだけの輸入を行つておく。従つて船腹の確保対策を確立する。原料で輸入出来ないものは製品で、製品で出来ないものは原料で、外貨予算の運営を大巾に改善して急執行す。

(2) 之を並行して次の点を行ふ

(イ) 長期計画を樹立して、経済活動に一定の方向、規準を示す。

(ロ) 此の際、計画の重点を従来の貿易主義から国内資源の開發、自給度の向上に移す。特に製鉄原料(国内炭、コークス等の如き)の確保、電源の開發、商船隊の再建、木材資源の確保等は絶対的に必要である。これらの産業に対して資金配分資材入手等について十分の保護を与える。

(ハ) 重要産業の生産動向に留意して、補給金政策等の保護政策を必要に応じて常に行いうるごとく準備する。

三、統制機構

統制実施機關のあり方は統制の成功不成功を握る重要なポイントである。従来の官僚統制を脱し前述したような趣旨で、前述の効果を収めるためには機構に対する慎重な準備が必要である。

(イ) 民間統制団体の民主的組織化——独禁法、事業者団体法を改正して民間の自主統制の基礎をつくる。

(ロ) 各産業別に民間の自主的統制機關を設け、之に当該官庁並に公益に特に關係深きものは公益事業委員會を

参加させる。

(ハ) 各分野の統制実施機関は経済情勢其他を考慮して当該産業の実情に応じ統制実施の時期並其度合を決定し又加減する。

(ニ) 各分野の統制実施機関の施策の基本方針を決定する機関として各の統制実施機関、各民間団体、公益事業委員会、日銀政策委員会並政府によつて構成せられる綜合政策委員会を設ける。

四、差当つての統制実施は次の四種に止める。

(イ) 金融機関の整備——政府資金の活用運用について方針は前記の委員会で決定し又通貨政策もそこで決定する。その実施を行ふ機構を作る。

(ロ) 貿易機関の整備——この段階にあつては貿易に依存する度合が多くなるので、備蓄輸入の方法に就て円滑に運用し得る如く考慮する。

(ハ) 輸送機関の整備——陸上輸送には国有鉄道のみを問題にすれば足り、私鉄、自動車等は統制せず、又海上輸送は商船管理委員会を整備し、内航、外航共に統制する。

(ニ) 電力統制——公益事業委員会を利用する。公益事業委員会の委員長は政策委員会の委員となる。

いづれの機関も簡素であり、且つ強力であることが望ましい。その最も重点を置くべきことは民意を十分に反映することである。勿論この場合民間の意志とは供給者全体のみならず、消費者一般を指すものである。

日米經濟協力に対する積極的意圖の声明と要望（昭和二十六年）

日米經濟協力は言うまでもなく戰略的に特殊の地理的条件に立つ日本の有する經濟余力即ち遊休設備と余剩勞働力を歐洲及び西半球諸國と共に米國の広義の國防動員計画に合體活動せしめ、日本經濟自立の基礎を確立することに他ならない。現在の米ソ二大陣營の対立は好むと好まざるとに拘らざる現実の問題であり、此の間には妥協或は中立が許されないとすれば、我々のとるべき途は民主主義陣營に対する經濟面に於ける積極的協力でなければならぬ。従つて之はあくまで我々主体性による自發協力であり、自主独立的立場に立ち双務的なものである。かくて講和後に於ける日本經濟の自立と産業構造を如何にするかとの関連から日米經濟協力の方針としては次のものを考えたい。

(1) 日本經濟自立の早期達成を図り、民主主義諸國の中に於ける生産の空白を埋めその經濟活動を援助し体制の強化を図ること。

(2) 米國の生産動員計画に対し協力すること。即ち我々の經濟余力を以て米國の民需生産の一端を分担し東亞地域に於る米國の果す安全保障の爲必要な軍需物資の調達を援助し或はその修理をなすこと。

(3) 米國のE.C.A並びにポイント・フォア政策に協調して我々は東南アジア諸國との關係を緊密にし、その開發、經濟復興、民生安定に積極的行動をとること。

次に此の日米經濟協力の進行に当り起るべき問題即ち協力の条件について要望したい。

(1) 經濟協力の進展に伴いとらるべき政策は統一的一貫性のあるものでなければならぬ。即ち政治經濟情勢の見通しの上に立つて確固たる長期的經濟復興政策の早急立案実施を要する。

(2) 経済協力の具体的内容として米国側發註機關に應ずる一元的受入機權の整備が必要である。即ち夫々の協力行動を統一する為の強力且つ能率的な綜合機關が特別立法によつて設置されるべきである。

(3) 我々の生活水準の現状は積極的協力の後も維持されるべきであり、自立經濟を基盤とする限りその向上は認められねばならない。従つて需給逼迫による内需と特需との調整並に協力物資の品目間の調整がなされるべきである。

(4) 産業構造は広汎な均衡のとれたものであるべきで跛行的であつてはならない。太平洋戰爭の遺産たる過剩設備にのみ依存し、そのトップレベルに於ける稼働を囿る時は偏る嫌いがあるが、足らざる部門についての設備新設も又考えられるべきである。

(5) 協力条件の改善は新技術の導入と設備近代化等企業合理化の実現によつてなされるべきで之に要する資金の確保等適切なる施策を要する。

(6) 協力遂行途上の問題たるインフレーションを回避する為、金融面の対策と価格安定協力策の確立がなされねばならない。

(7) 協力が双務的性格を持ちコンマーシャルベースによる取引である以上我々の耐え得ざる条件は主張されねばならない。

(8) 協力の成否を決する重大問題として、原材料の輸入を確保する点に関連して東南アジア諸国との国交調整方針が明示されねばならない。

之と共にコンマーシャルベースを以ては如何ともなし難い戰略物資の対日割当について米国その他民主主義諸国の十分なる了解を得る為凡ゆる努力を拂うべきである。

(9) ガリオア援助の停止に伴う事態に備えて米国政府機關の借款を導入する為積極的対策を必要とする。

以上要望せる線に沿い我々は真剣なる努力を続け経済的合理性の試練に堪える日本経済の自立とその国際的発展を期するものである。

〔神戸経済同友會〕

(1) 設立經過

敗戦後の日本は全く焦土に等しく、経済的混乱は暴風のように渦巻き我等の息の根を止めんばかりであつた。しかし、経済再建の使命を文字通り双肩に荷い、敢然として団結したのが若き世代の中堅経済人の同志であつた。その団結の組織として、昭和二十一年四月、経済同友會が先ず東京において誕生を見るに至つたのである。

その後、幹事の中の関西在住者を中心として、日本経済の再建は関西経済界の意向が充分に尊重され、これこそ財界の眞の民主的運営を計る所以であるという意見が強くなり、ここに関西支部設立の気運が漸く高められて来た。そして、支部創立手続の分担として、牛尾健治君が神戸地方のまとめ役を引うけることになつた。(牛尾君はその後昭和二十四、五兩年度を除き昭和二十六年まで代表幹事として神戸経済同友会の育成に當つた)

神戸事務所管内の活動も経済同友会関西支部(昭和二十一年十月三日設立)と軌を一にする訳であるが、立地的な独自性と運用の民主化という建前から、経済同友会関西支部神戸事務所として、関西支部の一環たる使命を果しつつ、称号も「神戸経済同友会」として独立的運用を認められた。

(2) 活動の概要

〔昭和二十一年度〕 経済民主化という基調ラインの上に敗戦経済の再建を熱望する中堅経営者の同志的結合であるので、会員相互の融和提携による識見技能の啓発を期することが標榜された。そこで初年度の運用の根本方針として会員懇談会を中心とする会員の和を期することが才一、次いで、山積している経済諸問題について意見を結集するため次の委員会を逐次設置した。

- a. 食糧安定方策に関する委員会、
- b. 時局金融方策に関する委員会、
- c. 労務協約に関する委員会

d. 物価問題に関する委員会、e. 賃金形態に関する委員会、f. 電力問題対策に関する委員会
なお会員所属会社から将来経営的地位に累進する可能性ある若き社員への推薦を受けて専門委員とし、各委員会の具体的詳細事項を研究審議せしめつゝ、識見技能を啓発する様に勉めた。

〔昭和二十二年度〕五月に関西支部が関西経済同友会として改組創立された際、本会も関西経済同友会に有機的な関連を保持しながらも益々独自の運用を推進する態勢を整えるため、新たに神戸経済同友会規約を作成、この態度を明らかにした。会員の融和を図るために家庭会を随時開催したのも本年度の特色だが、委員会も必要に応じて左の通り増設活潑な活動を行つた。

a. 賃金形態に関する委員会、b. 物価体系に関する委員会、c. 貿易体制に関する委員会、d. 中小商工金融機関に関する委員会、e. 人口問題に関する委員会、f. 有価証券消化方策に関する委員会、g. 税制
税務改善に関する委員会

なお前年度の専門委員制は各委員会に分属する小委員会として専門的具體事項の研究審議に当るとに改めた。

〔昭和二十三年度〕関西各地の経済同友会とより緊密な連繫を計るためその具體策の一つとして関西経済同友会幹事会を各地廻り持で開催するよう提案、才一回を神戸管内で開催した。一方本会内部でも従来の問題毎に委員会を設けて成案をつくり建議する方針に加えて、経済諸現象の適確な認識に必

要な調査研究を目的とした研究会を設置することとし、経営研究会以下の五研究会を設けた。

この結果本年度の委員会、研究会は次の通りとなつたが、研究会には神戸大学等の教授に主査を依頼し、その運営に万全を期した。

a. 長期融資制度改善に関する委員会、b. 経営合理化に関する委員会、c. 無額面株式に関する委員会、d. 酒類密造防止対策に関する委員会、e. 企業生産力確保に関する委員会、f. 経済研究会、g. 海外事情研究会、h. 税制改善方策に関する委員会、i. 単一為替レート貿易政策研究会、j. 経済復興五カ年計画研究会

なお、専門委員会の運営には本年度も意を用い、委員を拡充し会員の会合にも随時出席を認めて、会員指導の下に、次期経営者の養成に努めた。

〔昭和二十四年度〕 本年度の特色は経済諸現象を系統的組織的に研究する研究会制度を中核とした運用に改めたことである。研究過程に於て成案がまとまれば逐次建議することとして、むしろ実力の養成に重点を置いた。この結果本年度の会活動は左の研究会を中心に行われた。

a. 経済研究会、b. 経営研究会、c. 金融研究会、d. 貿易研究会（後に国際経済研究会）、e. 財政研究会、f. 海外事情研究会

神戸大学平井教授以下が主査として右の各研究会に協力されたことは前年と同様である。

〔昭和二十五年〕 經營經濟研究会、國際問題研究会、經濟機構研究会、金融研究会、商品取引機構に關する委員会によつて研究活動に重点を置いた活動を行つたことは前年の通りである。

〔昭和二十六年〕 昭和二十一年二九名をもつて発足した本会も本年に入り一二五名を数えるに至り各業界を殆んど網羅するに至つた。よつて従来の研究審議機構に画期的改善を行い、部会、研究会、委員会を併置し更に會員の融和を目的とする懇親委員を設け文化的体育的娛樂的な面にも力を注ぐこととした。

a. 金融証券部会、b. 経営部会、c. 文化部会、d. 通商貿易部会、e. 海運港灣部会、f. 經營經濟研究会、g. 金融研究会、h. 國際問題研究会、i. 經濟文化研究会、j. 文化都市建設に關する委員会、k. 電力対策委員会、が今日活動を行つている機構である。

〔資料〕 (主なる意見書)

經濟安定と産業合理化に關する意見 (昭二四・七・二四)

經濟安定化の要諦はインフレーションを収束すると共にデフレーションに陥ることを回避することにあるに鑑み、今日のデフレーション的傾向を阻止して産業界の難局を打開する為に正しい産業合理化の具体的方策を至急策定すべきである。

これが為この際急速に以下の如き方策を講ずべきことを提唱する。

一、生産及び流通の合理化によりコストの引下げを図ること

右に関連して失業対策の確立を要望する。

一、資材、動力の供給配分を合理化すること

一、資金を合理的に供給し不当なる資金難を排除すること

一、統制を極力撤廃すると共に真に必要な統制については其の合理化をはかること

提 案 説 明

經濟九原則もドッジ声明も我國の經濟施策の目標が安定化と自立化にあることを明示している。而して才三次經濟白書はこれを理論的に基礎づけ、今後の經濟施策の焦点は通貨價值の安定と經濟の正常化に存しこれが過程において合理化を通じて經濟の自立化の基盤を作るものである」ことを力説している。こうした事態は、終戦後今日迄インフレの方途を通じて經濟の復興を行つて来た方式を根本的に反省し今や安定化を通じて經濟の自立的復興を行わんとする方式に転換せんことを意味しているものであり、これは洵に現情勢の下においては妥當適切なる道であると信ずる。

かくてこの新しい根本方針はあくまでも經濟の自立化を目標とする通貨の安定化と經濟の正常化であつて、それは決して通貨の収縮(デフレーション)でもなければ戦前の經濟水準への單純なる復元でもない。然るに九原則実施以来の我國經濟の現実の展開をみるに、デフレーションへの傾向がうかゞわれ、各種産業は相當の打撃を

うけつゝある。いま今日のデフレーションを惹起せしめた原因は

才一、九原則に沿う安定化の影響

(イ) 国家財政に於いて予算の眞の均衡化が一举に実現され、この方面よりする有効需要の減退に基くもの

(ロ) 企業に於いて事業経営に必要な資金さえ逼迫し、さらに税金の重圧をうけて企業の整理の強行されてい
ること

(ハ) 家計も所得の減少と税金の重圧の為收支のバランスを失し、この方面からする生活財に対する購買力の減
少したこと

才二、單一為替レート決定に由来するもの

(イ) 三六〇円レートは内外物価水準からみてかなり円高の相場なる為、輸出産業にして打撃を受けるものが多
い。

(ロ) 單一為替レートの設定が予期よりも尙早なりし為、各種産業に未だこの高レートに適合し得る充分の準備
を完了していなかつた。

才三、海外事情

(イ) アメリカの景気下降、物価低落の趨勢は三六〇円レートを相対的に割高のものたらしめ、輸出を圧迫する
こととなる。

(ロ) 若しイギリスの磅貨の平価切下が実行されることあらんかポンド領域に対する円高を助長することとなる
(ハ) マーシャル計画の被援助国たる西欧諸国の復興、南米、スイス、ベルギー等の為替制限、東南アジアの政

治不安等の為に世界市場は益々狭隘化し、輸出を益々不振たらしめる。

以上の如き内外各般の事情の総合的成果として我国経済の今日及び明日はデフレーションへの傾向を多分に有

しており、従つて多数の企業は頗る経営難に陥つてゐる。若しこのまゝで放置するならば恐慌は激化し、経済再建に著しい支障を来すおそれがある。

之が対策として或は有効需要減少によつて生産過剰に陥らんとする現状に対応し政府が公共事業を起し有効需要を喚起して商品の需給を調整し、或は円貨の対外価値の割高となれるを修正する為、為替レートを引下げて輸出の促進をはかる等一応考えられるが、共に現下才一にとるべき根本的施策とは云い難い。

かく觀れば今日の難局を打開する道は企業合理化の正道のみが残される。

才一、生産及び流通の合理化により能率を高めてコストを引下げること。この為新式の生産設備、能率の高い機械を使用して技術的合理化を行つと共に人員の合理的配置を断行することである。この為には或る程度的人员整理も亦已むを得ない。先づ速かに万全の失業対策を策定する必要がある。又戦争及びインフレーション中に放漫に陥つてゐる経理をひきしめ以てコストを引下げ、対外的には一応三六〇円レートをもつて尙輸出可能の道を開き、又対内的には物価引下によつて国内需要を喚起することは、今日のデフレーション対策の中最も効果的な道として極力進めなければならぬ。

才二、なお企業のコスト高の最大の原因である原料資材電力等の不足は、企業の操業度を著しく低下せしめてゐる。従つてこれらの資材、動力の供給を豊富にし、その配分を適正化することによつて生産コストの引下げを實現することが出来る。今日奨励されている集中生産の方式は正に同一産業部門内に於いて、良質低廉、高能率の企業に生産を集中し、もつて当該企業の操業度を一層高めんとするものである。この際その選択される企業が単に大企業のみに限定されることなくたとえ中小企業と雖も優秀なるものについては充分に考慮されるべく、徒に天下りのな且つ画一的な方法の採られることなき様充分に検討されなければならぬ。

才三、企業の必要とする資金を合理的に供給することにより不当なる資金難を克服する様留意すること。銀行の

融資引しめの為、不合理に生産が萎縮しているのが現状である。インフレ中の如き放漫なる融資を警戒することは勿論であるが、しかし優秀企業に対して資金を供給することはインフレを惹起する危険のないだけでなく、不当なるデフレを防止することに貢献する。この点に於いても今後見返資金の一部が産業資金として各種企業へ融資されることになるが、その際大企業のみ偏在することなく優秀なる中小企業を充分考慮することが必要である。

才四、統制を真に必要な最少限度にとどめること。従来統制方式の不備、不合理の為生産活動を著しく阻害した事実を徴し、本会に於いてもかねてより之が撤廃合理化を提唱し来つた所であつて逐次この方向に向いつゝはあるが、更に一層推進し統制を真に必要な最少限度の範囲に止めると共に、必要な統制についても合理化することが望まれる。

フレトン・ウツツ機構への加盟促進に関する要望 (昭二五・一一・一四)

終戦以来常に我等の念願せる処は我国経済の安定と復興であつた。幸にして米国の絶大なる経済的援助によつて今や我国経済は安定し、着々として復興を見るに至つた。今や我等は国際社会への復帰を熱望する。マツクア―サー最高司令官も既に其の資格が備つたと保証されて居る。

次に迎うべきものは早急の講和である。

乍然講和に就ては世界情勢により種々の制約を受くべき幾多の困難が予想せられる。他方此の講和問題と平行して我等の努力すべき事は経済的自立による国際経済社会への復帰である。此れなくしては如何に講和問題が首尾よく解決せられても経済的落伍者となることは必定である。

されば此の意味に於て一日も早く経済自立の態勢を整え、講和の如何に拘らず国際経済社会へ復帰し、斯く復帰することによつて更に我国経済を安定せしむることが必要である。

此の意味に於て先づブレトン・ウツツ機構への加盟が何よりも緊急であり、此が促進と準備につき左の提案をなさんとするものである。

(一) 基本 対 策

国際通貨基金及び国際復興開発銀行加盟の具体的準備体制を確立し、一九五一年中に加盟を実現する。

(二) 準 備 対 策

加盟に關連する諸問題を検討の上準備を完了する為、総合的研究機関を設け左の諸問題を検討する。

- ① 加盟に際し拂込む拠出金額の算定
- ② 右拂込の一部たる金に關する問題を明確にすること
- ③ 我国の妥当とする為替相場の検討
- ④ 我国の採るべき貨幣制度の検討
- ⑤ 我国の存続を必要とする為替管理の程度決定
- ⑥ 我国の国際収支の見透し
- ⑦ 前項にも關連して測定される、差当つての国際通貨基金よりの外貨資金買入及国際復興開発銀行よりの借入

希望額の測定

⑧基金及開發銀行に我國から希望する過渡的緩和措置の検討

◎説明

現在は未だ部分的研究の域を出ていないから、速かにこれを具体的なものに綜合することが必要である。官僚独善乃至各省間対立の弊を生ずることなく、真に綜合、具體的作業を進める為、綜合的専門機關を設ける必要を痛感する。その機關に於ては左の諸問題をとりあげ検討さるべきである。

①加盟に際し拂込む拋出金額の算定

拋出金の額は我國經濟界における一つの格付指標となるべく、又通貨基金よりの外貨買入額の基準とされるものであるから、内外の資料から慎重な検討が必要である。

②右拂込の一部たる金に關する問題を明確にすること

占領後我國の金は連合国による特殊な管理を受けており、複雑な事情下にある如くであるから、加盟に關連してその事情を明確にしておく必要がある。

③我國の妥當とする為替相場の検討

加盟後は為替相場の変更につき或る程度の制限を受けるから、予め我國の妥當とする為替相場水準を検討しておく必要がある。

④我國の採るべき貨幣制度の検討

ブレトン・ウッズ協定は各國の貨幣制度について何等直接的な規定をしていないが、全体の規定からして相當金を為替本位に近い形を想定しているよりであるから、これを機会に我國將來の通貨制度の考察をなしておくべきである。

⑤ 我国が存続を必要とする為替管理の程度決定

ブレトン・ウッズ体制は為替管理の撤廃を目標としているが、我国は今直ちに管理全廃をなし得ない状態にあるから、緩和乃至存続の妥当な度合を考究しておく要がある。

⑥ 我国の国際収支の見透し

国際収支が乱調を続けるようではすべては徒勞に帰するものであるから、差当つて数年間の見透しをブレトン・ウッズ加盟に際して描き出ししておくことが必要である。

⑦ 前項にも関連して測定される差当つての国際通貨基金よりの外貨資金買入及国際復興開発銀行よりの借入希望額の測定

予備測定として両機関からの資金便宜享受の希望計画をたてるべきであろう。特に銀行からの外資導入については我国の産業の側からの適切な希望の提出が望まれる。

⑧ 基金及開発銀行に我国から希望する緩和措置の検討

我国現下の経済状態からして特に希望すべき緩和措置があるならば、それを検討の上申出るべきであろう。

輸入円滑化に關する提案（昭二六・六・二）

資源貧困、人口過剰という基礎条件の上に立つ日本経済にとつて、生産原料をはじめとする各般の物資輸入が不可欠であることは言うを俟たない。政府の施策もこの線に添い本年初頭以來輸入促進に力点が置かれて来たかに見えたが、昨今に至り国内金融上の事情からして輸入の運営が円滑を欠くに至るのではないかと危懼されている。輸入に關する最近の政策の跡を見るに、或る時は輸入促進をいゝ、或る時は輸入差控えをいゝ、短期間に甚しい振幅を示し、果して一貫せる政策が何処にありや疑なきを得ない。しかもその政策の結果は、常に國際的タイミングを逸し、買に出動すべき時機にはユーザンス国内問答に時を失し、買に出た時は最も高値を擱まされ、愈々着荷の時には国内相場場の崩れで収拾の困難に當面している。

現在としては、この失敗の教訓を生かし、長期を通ずる恒久の策と、當面を収拾する応急の策の双方につき賢明なる解決が与えなればならない。

一、長期対策

原料備蓄機關の設立

(A) 理由

(1) 工業生産のためには原料、施設、技術、勞働力の諸要因を必要とするところ、日本は後の三者は一応持つているが、自らの国内に天然原料資源を持たず、その殆どすべてを輸入に俟たねばならない。

(2) このよゝな基盤の上で本格的な工業生産を営んで行くためには、常時相当量の輸入原料ストックを持つ必要がある、かくしてはじめて安定した生産が繼續しうるものである。

(3) かゝる原料備蓄については、その規模、その性格よりして何等かの形における公的機關が設けられ、そ

の資金は財政によつて賄われるような制度の設立が必要である。

(4) 時あたかも占領地援助資金の打切り、日米経済協力のための原料輸入が予想されている。これらを併せてすべての原料輸入を終局まで全く民間の資金で行うことの不可能は明瞭である。

(B) 機構

(1) 輸入そのものは民間取引を原則とすること。

(2) 官僚的運営の弊をさけ、民間エキスパートを登用すること。

(3) 従来の公団の如き組織とせず例えば帝國蚕糸の如きストック機関とすること。

二、当面の対策

現在業界は輸入物資引取資金不足による困難を感じている。これは本年一月と三月の外貨予算期に九億弗といふ比較的多額の輸入がなされ、且契約後国内相場が崩れた結果の事態の皺が金融によせられて現れた一時的コブの如き現象である。

問題が一時的であり、且金融の問題に帰着して来た以上、これに対して応急的金融対策を施してこれを解決する必要がある。

当面の所要資金総額は、數ヶ月に千四百億円に及ぶと伝えられている。これを極力業界自己資金及び市中銀行融資により賄ふこととするも、なお当然相当の資金不足を来すと考えられるので、この際日本銀行のある程度の追加信用、財政資金の回付、輸出銀行を輸出入銀行として活用する等一時的資金の供給をなすことが先ず肝要であり、更に具体的には左記の如き措置をとることが望ましい。

(1) スタンプ手形適用商品の範囲拡大及び優遇措置

考慮中と伝えられるゴム、油脂原料、燐鉱石等に対するスタンプ手形制度適用を即時具体化し、且この種

スタンプ手形の日銀担保貸付については枠外融資とすること。

(2) 政府資金の市中銀行への預託

資金運用部乃至見返資金の余裕金を一時市中為替銀行に預託すること。

(3) 輸出銀行の改組による輸出入銀行の活用

輸出銀行を輸出入銀行に拡大改組し、その資金をもつて貸付乃至再割引をすること。

(4) ユーザンスの延長

どうしても内地金融に切換えられぬ場合の措置として輸入外貨手形のユーザンスを商品別事情を個別的に検討の上適宜若干の延長を認めること。

なお昨今の金融論調の主調は日米経済協力体制下に生ずるであろうインフレ傾向の抑制に傾倒しているようであるが、それが現実化するにはなお若干の時日があると考えられるから、その間に眼前の輸入引取金融問題を解決して、問題を後に残さぬ方がより賢明の策である。

〔京都經濟同友會〕

1. 設立經過

本会が名実ともに京都経済同友会として発足をみたのは昭和二十三年六月二日のことであるが、設立の気運は既に二十一年の同友会関西支部創立と同時に擡頭し、二十二年には京都側の代表一名を関西支部の常任幹事に送り、会員も既に二十数名に達していた。しかしこの頃の活動は京都としてのものでなく関西支部として行われたのである。二十三年関西支部は発展的解消を遂げて関西経済同友会となつたが、京都地区からは同会常任幹事として一名、幹事として五名が参加した。この頃から上西亮二、松風憲二、中口好一君等を中心に従来の組織を改組、京都経済同友会の設立を促進せんとする運動が高まり、改組発起人会の数次に亘る談合の結果遂に六月二日をもつて京都経済同友会が設立されたのである。

2. 機構及び会活動

〔昭和二十三年度〕 創立総会において代表幹事、常任幹事、幹事、監事、相談役を選任、この組織を以て会の運営に当ることとし、毎水曜日（月四回）に例会を開き、このうち二回は討論研究会、一回はヒヤリング、一回は工場見学を行うことを決定した。その後十二月八日に臨時総会を開き、代表幹事の増員、幹事の改選を行い、会活動の活潑化を図つた。

なおこの総会において当会最初の意見書として「金詰り打開に関する意見」を發表した。

〔昭和二十四年度〕 一月七日の総会において昨年度より懸案の問題と合せて運営方針を左の通り決定

した。

(1) 例会開催日、毎週金曜日正午より一時半。その時その時の新しい問題を検討研究する

(2) 新幹事により左の部門を分担する

イ、企画係——会の企画、運営一般

ロ、総務係——会員にたいする事務、交渉一般

ハ、渉外係——才三者に対する交渉一般

本年度の主なる活動は

(1) 七月九日の臨時総会において「税制改正に就いての意見」及び「興業銀行京都支店設置要望に關する意見書」を検討可決した。

(2) 九月一日、当会々員を中心として「京都工業界戦後の現勢」を発表、同友会の京都における存在を一般に広く再認識せしめた。この報告に盛られた統計数字の詳細且つ正確なることは同友会の組織ならでは一寸できないものであつた。

(3) 十月八日、関西経済同友会才二回大会を京都銀行協会で開催、当会より出席者二三名、新聞記者一三名を招待し、盛会を極めた。提出議案は(一)『新しき日本産業構想に対する要望意見』及び(二)『シャープ税制勸告案に対する意見』で、ともに可決された。

〔昭和二十五年年度〕 一月二十五日の総会において、係として総務及び渉外の二係を置く。今年度より部会制をとり金融（証券関係を含む）、産業労働、貿易の三部会を設置することに決めた。これは当会として初めての部会制で、その積極的な推進を期待したが、研究資料の点からも、また人的にも若干無理で、よい結果は得られなかつた。主なる活動は

(1) 五月十三日の関西経済同友会才三回大会（於神戸商工会議所）に当会から「全国経済同友会の有機的統一について」を提出した。この提案はその後経済同友会として大きく取上げられ、二十五年十一月の才三回全国大会で「組織の整備強化について」として東京から提案され、更に関西経済同友会内においても連絡委員会が設けられて経済同友会全国組織の確立に大きな貢献をしている。

(2) 九月三十日、関西経済同友会中小企業大会を当地で開催した。蜷川京都府知事（前中小企業庁長官）の挨拶があり、当会からも西陣企業の実態を説明した。

(3) 十一月十八日、経済同友会才三回全国大会をホテル・ラクヨウで開催した。出席者二〇〇名、同友会創立以来の大会合が当地で開催されたことは特筆すべきことである。当会からは「長期金融機関確立に関する要望」を提案、大会決議として採択された。

〔昭和二十六年年度〕 本年度においては新たに（イ）企画部会（後に運営委員会と改む）。―会の運営、会合の計画、諸事業の立案、（ロ）地方経済部会―地方財政及び税制、地方産業の育成振興等の研究審

議、(ハ)時局対策部会―講和問題、經濟再統制問題等の重要時事問題の研究及び討論、の三部会を設置することにした。活動としては

(1) 六月二日の関西經濟同友会才五回大会(於和歌山商工会議所)に「近畿經濟圈確立に関する要望」を提案、また「関西同友会組織整備強化に関する件」を神戸と共同提案して可決された。

(2) 六月二十日、関西同友会才一回連絡委員会が神戸で開催され、共同研究課題として電力料金値上問題を検討することになつたので、当会としても「電力料金値上げに対する意見」を纏め、また別に「冬期の電力不足対策」を立案した。

以上述べた如く京都經濟同友会は創設以來三年、その活動も地味ではあるが、着実な歩みが続けて来っており、会員も二十六年十月現在五八名に増え、当地の經濟団体として、その地位もここに固まつた感がある。

税制改正に関する意見（昭和二四・七・九）

終戦後政治は益々貧困となり、インフレは上昇して国民生活の含みを喰いつくしたにも拘らず租税負担は年々歳々増加し法人企業に於ても之以上の過重は到底看過出来なくなつた。

幸いシャウブ博士来朝を機に本会としては他の経済団体の主張と出来るだけ重複を避け若干特異の点を指摘し御参考に供したい。

（一）行政整理と行政区劃の問題

租税負担の軽減は国家並びに地方を通じ徹底的な行政整理に俟たねばならぬ。この整理は人員整理、質の向上、行政組織の再検討は勿論明治初年よりそのまゝとなつてゐる行政区劃を若干の不便があるにしても、この際断行しては如何か。区劃は全国九区劃とし北海道、東北、関東、信越東海近畿、中国、四国、九州と謂えるが如し。

（二）国民所得の再調査

現行の国民所得の計算はその基礎が古いため實際とかけ離れたものとなつてゐる。この際速やかに現状に即した国民所得の計算を明確にされたい。

今後に於ては五年目毎に調査会等の機関を設けかつての国勢調査程度の大調査をしてほしい。

（三）国税地方税体系の再検討

地方に独立税源を与えるため酒煙草等地方税として課税せんとする要望もあるやに聞くが負担の実状よりみ

て地方税中には国税に編入し、国税として課税し然る後に地方へ還付するを妥当とするものあり、例えば入場税の如し

(四) 資産再評価と減価償却

しばしば論議され来つた問題であり現下の経済状態に於ては時価に応じた減価償却を可能ならしめ出来得れば本年中にでも資産再評価を実現されたい

(五) 有価証券の差益税移転税の問題

差益税は速やかに撤廃されたし之に代る税源として移転税を増額するか、さもなければ売方買方双方より徴収されんことを要望す。但しこの際売方より取る分は買方より少くされたい。

(六) 税務行政官の質の問題

現在の税務行政官は一般に年令若く又経験も乏しい。税務行政の適正合理化を図るため質の向上を期せられたい。

(七) 毎議会毎に税率の検討を要望す

年々変る国民所得、経済状態に応じた税率の適用を望むため、所得税法人税等所謂根幹税に於ては毎議会に新税率を定められたし。

冬期の電力不足対策（昭二六・六・二〇）

豊水期であるから電力も当然豊富であるべき現在、既に電力不足を告げられている。この分で行けば今冬期に於ては破局的な電力不足に突入することは必至の段階にある。

我々は毎年この問題に悩まされ、本年も亦従来以上にこの電力不足に苦しまんとしていたのであつて、どうしても此の儘放置出来ない大問題である。依つて緊急に左の入項目につき積極的な対策を講ぜられんことを切望する。

一、石炭の入手は今冬の破局的電力不足緩和の唯一の鍵にして之を忽せにする時は全産業は破滅することを充分認識して積極的な入手対策を講ずること。

二、現在工事進捗中の滝越、成出、新庄各水力発電所も今冬の渇水期に備え早期完成に一層努力すること。

三、送電及び配電中のロスを出来るだけ軽減することは新電源開発よりも容易なことに思いを致し、その方途を講ずること。

四、看板灯、ネオン、電気暖房等の不急奢侈的需要並に電気以外の燃料を以て代替し得る電気器械の使用を禁止する消費規正措置を公益事業委員会に要請すること。

五、尖頭時負荷の上昇を避けるため、負荷の平衡使用運動を積極的に展開して尖頭時負荷の抑制すると共に電力使用合理化運動を促進すること。

六、不要不急の新規電力申込に付ては既設分の電力を優先確保する意味に於て極力之を抑制すること。

七、以上才四号以下につき積極的な協力を得るため電力会社は挙げて周知宣伝しその徹底的効果を期すること。
八、長期対策として新電源の開発、発電配電施設の改修増補には優先的融資（但し施設用として他に流用されないこと）を嚴重な条件として、その他の資金調達の方途が講ぜらるべきこと。

〔奈良経済同友会〕

1. 設立の経過

本会の設立は昭和二十三年である。元来奈良県の経済はその秀れた観光と文化の名に隠れて、一般には余り語られないが、本地方の経済は零細な中小企業と雑多な生産品で特徴づけられており、これ等の産業が、終戦後幸運にも戦災を免れたことによつて、かなりの発展を遂げているのである。然しながら終戦後三年の間に昇進せるインフレーションと、その後に来る安定恐慌の恐れは、当時の本県経済界にも漸く問題となり、一部識者間において、甚だしく憂慮されるところとなつたのである。

たまたま、この当時、関西経済同友会の幹事として活躍されていた浅田敏章君が本県に居住しているという好都合もあつて、同氏を中心とする新進気鋭の本県経済人有志が参集、茲に奈良経済同友会設立の気運が急速に昂まつて来たのである。かくて昭和二十三年六月十二日奈良興福寺において、赤阪、浅田、今西、小山、杉本、吉川、二塚の各発起人が相寄り、この日を以て奈良経済同友会の設立の日とすることとなり、規約並びに役員を決定した。

2. 設立以後の動き

本会の組織は規約により会員は設立当初以来嚴重に人物中心主義をとり、少数精鋭なる経済人の強固なる結合を目指している。而して会の目的たる本地方経済の可及的速かなる再建を図るため、特に關係深き阪神財界の有力者と密接なる連絡を保ち、一方会員は月例会による討論によつて相互に切磋琢磨すると共に親睦の度を深め、本会の所期の目的に向つて前進している。

〔和歌山経済同友会〕

敗戦日本の政治経済の虚脱無気力状態を脱し、わが国の再建を図るためには、革新的建設意欲をもつ経済人が一致団結して、その総力を盛りあげる以外にないと、昭和二十二年秋頃より、和歌山市を中心とする進歩的な産業経済人の間に、関西経済同友会の縁に沿つて、和歌山にも同友会組織を設立しようとの気運が昂まり、関西経済同友会の岩井、浅田、中川路、菅谷の諸君の協力を得て、本会が設立されたのは、翌二十三年の二月のことであつた。同月十二日の創立総会には四十数名の同志が集り、規約、役員等を決定し、代表幹事に笠野正幹君を選任したが、爾來同君が引続き代表幹事を重任して今日に至つてゐる。

会の運営は幹事会によつて行い、研究会、懇談会、講演会を適時に開いて会員相互の啓発錬磨を図り、また必要に応じて、本地方の实情に即した建設的意見を関係当局に建議するなど活潑な活動を展開し、二十六年十月現在の会員総数は四四名、創立当初と余り異らないが、過去三年有餘の会友の研鑽により、組織的にも、また質的にも著しく向上し、現在では、県下経済界における最有力の団体として重きをなしている。

紀南電源開発促進に関する意見（昭和二五・五・一三）

わが国の電力状態は謂う迄もなく現在非常に窮屈であつて、冬期には必ず電力が不足し、毎夜停電に苦しめられ、全産業を通じて必要とする電力量の使用が許されず、大幅の制限を受けている状態である。

この原因は昭和十二年以降戦時体制樹立のため、水力発電計画を取止め、緊急的に火力発電に力を注いだ為であつた。これは石炭の産出の多い満洲に於て、火力発電により統制経済に成功を納めたのに鑑みて、わが国に於ても石炭に依る統制経済にしようとしたことが原因と見られる。然も終戦後に於ても石炭の国アメリカの施策に倣つて、わが国経済再建の基準を石炭に在りとして、茲数年間は石炭を基礎とした再建方策が講ぜられたのであるが、元来水力発電に適しているわが国としては、此の間貴重な時間的損失を蒙つたとも言えるのである。

現在わが国の水力発電所設備は六〇〇万キロワットと言われているが、これが冬期には二五〇万キロワット程度に落ちる關係上、終戦前迄は三〇〇万キロワットの火力発電を行つて、冬期渇水期を補充していたのであるが、現在の調査によれば、わが国には更に二、〇〇〇万キロワットの包藏水力があるとされている。

我が国がかくの如く電力資源に恵まれているのは、世界に比べて雨量と山岳地帯が非常に多いためであつて、世界の一年間平均雨量が六〇〇ミリであるのに対して、我が国の全国平均は一、二〇〇ミリ、和歌山県下平均二、四〇〇ミリ、殊に雨量が全国第一と言われている紀南熊野川流域は更に五、〇〇〇ミリと云う驚くべき数字を示

していることは見逃せない事実であつて、実にこの貴重なる天然資源をムザムザ海に棄て去つてゐる上に、水害が頻々と起つてゐるのであるが、この天然資源たる雨量を利用して水力発電所を行ふことこそ、国土狭少で天然の恩恵の乏しい日本に残された唯一の資源と言ねばならない。

紀南熊野川流域の電源開発については、既に政府に於ても調査を進めており、又一方民間有志による熊野川上流の北山川発電を利用し化学工場施設の計画が進められてゐる。然し何れの方式によつても巨額の資金を必要とし、更に幾多の障害も予想せられるが、兎に角充分な調査に依り本格的な実施計画が確立せられ、それが実現せられる日の一日も早からんことを切望する次才である。

九州経済同友会

〔福岡経済同友会〕

1. 設立経過及び組織

九州の経済が日本経済の再建に關して負担すべき役割は極めて大きい。この点から経済同友会の支部が当然九州にも結成さるべきであるとして、同志相諮り、昭和二十二年四月、発起打合会を開催、席上この会合を第一回總會とすることに決定、規約並に下記の如き結成の趣旨を可決、役員を選出して、發会を見るに至つた。会名は経済同友会九州支部、事務局は当時福岡商工会議所内にあつた九州経済調査協会内に置き、当初の会員は四〇余名であつた。昭和二十二年二十三年度の代表幹事は麻生太賀吉君、同君が代議士に當選辞任後は安川寛君が代表幹事に選任されて今日に至つてゐる。

A 結成の趣旨

1. 中堅的な経済職能人の同志的な集りとする。

2. 九州地方の特性とその経済力の伸長に最大の関心を置く。

3. 会員各自の知識経験を相互に交流し錬磨することに運営の重点を置き屢々調査、研究、討論、座談等の会合を催す。

4. 会員同志気楽に親交を温め得る倶楽部的雰囲気の醸成に努める。

昭和二十三年五月全国代表者会議において、本部と地方支部組織の關係に關する申合せが行われ、各地方組織は支部の名称を廢し、経済同友会創設の趣旨に則り自主的な活動を行うことが決定された。この方針に則り、本会では同年六月に福岡経済同友会と名称を改め、熊本経済同友会とともに九州経済同友会を結成し、その事務は本会事務局に委託を受けた。さらに昭和二十五年一月鹿児島経済同友会が誕生し、九州経済同友会に加盟した。

現在の活動としては、具体的には下記の如き事業を精力的に行つてゐる。

1. 毎月一回例会を開き、当面の諸問題につき話を聞くほか、経営者としての自主的な研究討議を行う。

2. 経済資料、情報を提供、配布する。

3. 経済諸政策に關し建議を行う。

4. 会報を發行、本部会報を配布する。

5. 会員室を設置し、研究、交歓の場所を提供する。

事務局は昭和二十五年五月福岡市西中州八六六番地に移転し、会員は昭和二十六年七月二十一日現在一〇九名に達した。

2. 各年度の会活動の概要

〔昭和二十二年度〕 経済復興の国民運動を展開すべく、九州経営者協会、九州地方労務組合会議、九州生産技術協会、九州工業技術者連盟、九州経済調査協会に対し、九州経済復興会議の結成を提唱して八月以後十数次の準備委員会を開いたが、客観情勢の変転と中央経済復興会議の解散などの関係もあり、結成をみるに至らなかつた。

〔昭和二十三年度〕 電気事業の再編成は九州に九州にとつて重大な影響があるので、六月の幹事会で特別委員会を設けて問題を検討し、七月九州経済同友会の名をもつて意見書を関係方面へ提出した。
〔昭和二十五年年度〕 主として地方的な当面の経済問題について研究討議を行い、これから生れた意見を次の如く要望書、請願書として関係方面へ提出した。

特殊法人税の廃止について（七月）▼電気事業の再編成について（八月）▼関門国道隧道工事促進について（九月）▼瓦斯消費税について（同）▼民間航空機の福岡発着について（十月）▼中日

貿易の再開について（十二月）▼国内民間航空路の開設について（一月）▼民間航空機の福岡地区
発着について（同）▼速達郵便物の空輸について（同）▼特急ツバメの博多駅乗入れについて（同）
▼電気事業再編成について（二月）▼電気税改正について（同）▼電気事業再編成について（三月）
▼博多港の利用について（同）

〔昭和二十五年〕 当面の諸問題につき要望書を作成し四月、本部へ寄託、その実現に協力を乞うた。
国内交通通信網の強化に関し五月（航空便の開設について）八月（列車便のスピード化について）請
願書を関係方面へ提出した。電気事業再編成に関し、料金地域差の不拡大、電力の地域間疏通、電源
の開発の三原則確立の要望書を十一月、全国大会へ提出した。

〔昭和二十六年〕 四月の幹事会で本年度の運営方針を次の通り決定した。

1. 幹事会で常に運営方針を検討する（本部における運営委員会の機能を幹事会が行う）
2. 研究並に意見具申を活潑化するため次の部会を設け、かつ学識経験者の助言を得るため各部会
に特別会員を置く。

石炭部会 主査 倉田興 人氏

電力部会 主査 貝島義之氏

経理部会 主査 田中丸善 輔氏

經濟綜合部會

県政に關する要望書を六月、新県知事へ提出、新電気料金の算定に關する要望書を七月公益委員會へ提出した。

〔資料〕（主なる意見書）

電氣事業再編成に關する意見書（昭二三・七・一）

過度經濟力集中排除法適用の指示を受けた本邦電氣事業の再編成計画について、本會は同事業の現状と各關係当事者の主張を比較検討し、慎重審議の結果

- 一、集中排除法の精神は必ずしも事業の効率を無視した機械的分割を要求するものでないと諒解すること
- 二、事業組織の根本的変革は相当期間に亘つて能率の低下を招来することが必定であるから差し追つた産業再建の要請に副い難いのみならず却つて障害となる恐れがあること
- 三、九州の電力事情は極めて特殊且つ困難な状態にあること

を考慮して、概ね左記のような方針によつて本邦電気事業を再編成することが現段階に於いて最も適當であるとの結論に達した。

九州に本邦産業の基幹部分が集中されている事実からみても、九州に於ける電力供給の如何が本邦経済再建の成否に与える影響は極めて重大且つ深刻である。電気事業再編成に際して、関係当局は特にこの点を慎重考慮して速かに適切な処置をとられることを要望してやまぬものである。

記

(一) 発送配電の事業は民有民営とすること

電気事業を国家財政と官僚統制の束縛から解放し、対内的にも対外的にも資金調達の機動性をもたらしめるために民有民営が強く要望される。

(二) 発送電は全国一社経営とすること

九州の電力需要構成は重要産業の占むる部分が圧倒的であるにもかゝらず、電源は極度に不安定であり、その供給調整は常に緊急を要する。しかも調整には単に隣接地区のみならず、数地区を通して逡送することが必要であるから、中央からの強力な一元的措置を対絶に必要とする。

水火力発電原価の甚しい不均衡の調整、並びに兩種電源の合理的綜合利用も、また全国一社経営にたつてのみ保証され得るところである。

(三) 配電は現在のまゝ全国九地区に分割経営すること

各地産業の実態に即した電力の合理的配分は消費者の要求を直接反映してこれに最後の責任をもつ独立の配電会社によつてはじめて可能である。

発送及び配電事業の一貫的運営のためには次項以下の措置並びに給電指令の一元化等により一貫経営の実質

的達成を図ることは可能と考へる。

(四) 中央及び配電地域毎に民主的にして強力な電気委員会を設置すること

委員会は産業用電力消費者、一般電力消費者、電力生産者、関係官庁の各代表及び学識経験者を主要な構成員とする。

左記の事項は委員会の議を経なければならぬ。

(1) 商法才三四三条の規定による要決議事項

(2) 建設計画

(3) 電力需給調整

(4) 電気料金の決定

(5) 会社の利益金処分

中央電気委員会は発送電本社の権限に関する事項及び全国的に関係ある事項について決定する。但し後者に
づいては地方委員会の議を経なければならぬ。

委員会には事務局を置き電力事情を常時把握し且つ緊急措置に応じ得るものとする。

委員会の権限には法的根拠を与えて官僚の一方的統制に代り得るものとする。

委員会を通じて消費者の要求を発送配電の担当者に対して適時且つ強力に反映せしめる如く組織上の考慮を
拂う。

(五) 発送電会社社長は配電会社の社長と同一の兼務とすること

発送及び配電の業務は各々特殊性を有するから両者を一貫経営する場合も社内に於ける両部門の対立は避け難
いと思われる。これを統一指揮するものは結局最高幹部であるから兼務によつてその実を或る程度挙げること

が可能であると考える。

この場合、両者の対立を裁定する根拠となるものは電気委員会の意向である。

(六) 発送電本社の権限を最少限にとり、支社の権限を可及的に拡大すること

各支社長は副社長とし、各支社には融資を行う権限を与え、運転資金のみならず設備資金に關しても地方融資の途を開くべきである。支社長の権限は少くとも地方電気委員会の決定に対して責任を負い得るものでなければならぬ。本社は全国的電力需給調整大発電所及び送電幹線建設等全国的調整のために必要な最少限の権限をもつものとする。

(七) プール計算を廃止すること

従来のプール計算が企業の責任を不明確ならしめて企業意欲を阻害したことは否み難い事実であるから、企業能率増進のためには是非ともこれを廃止すべきである。

このためには全国の平均発電原価及び各地域別送電原価に基いて各地域の電力卸売料金を決定し、発送電会社の独立採算を図るとともに、各地域配電会社は次項の制限内に於いて地域別に電気料金を決定し、経営の責任を確立する。

(八) 電力料金の地域差は物価体系に重大な影響を与えない程度に制限すること

この制限の範囲内に於ける各地配電会社の経営内容の改善は専ら企業意欲の發揮にまつものとする。

前項の措置による地域別綜合原価の不均衡は概ね企業努力により調整可能の程度と推定する。但し万一、該地区の基本的条件によつて綜合原価の不均衡が右の制限を甚しく超える場合に限りこの条件に対応する一定の恒久的な調整策を講ずる。

(九) 官價統制を廢止すること

電力管理法、日本発送電株式会社法、電気事業法等一切の重要事項を官僚の一方的支配下に置く現在の統制法規を撤廃すること。必要な統制の権限は中央及び地方の電気委員会に移し、官庁はこれに参加して国家的見地からこれを補足規正するにとどめる。

附帶的希望

従来の電気事業経営上の困難の一つは電気事業内部の経営者側と労務組合の力関係の不均衡にあると認められる。経営内部に於ける経営者側に属する範囲を再検討して、経営者側の態勢確立が必要であると考える。

電気事業再編成について（昭二四・八・一九）

電力不足のために、しばしば致命的な打撃を受けた吾々九州地方の事業経営者は電力事業再編成の動向に対して深い関心をもつものである。

吾々は昨年七月一日附で、この問題に対する吾々の意見を發表した。その内容は発送配電の民営、官僚の一方的統制を廃止して民主的統制組織を設けること、発送電は全国一社・配電は九社の現状を原則として維持するこ

と、プール計算を廃止し企業の創意と努力を阻害しない方法で料金の地域差を修正すること、各地域における発送と配電の調整を図ること、以上のことが必要であり且つ可能であることを主張するものであつた。この主張は集中排除法が企業本来の効率を無視して形式的に分割を要求するものではないという吾々の諒解と、決定的な利益がない限り根本的改組による能率の低下を避け度いという吾々の希望を前提とするものであつた。

過去一ケ年においては経済状態は変化し、企業の合理性の追及が当面の主題として登場してきたことを吾々はよく承知しているし、吾々も心からこの原則を支持する。しかし電力問題に關する吾々の意見は、その基本的な部分について変らないし、また変える必要があるとは考えていない。何となれば、日本の電源の分布状態が全国的な配分の調整を要求しているという不動の原則に基くからである。電力の地域的不足のために致命的な打撃を受けた吾々は、将来において電力配分の調整が一層強化されることを希望する。その強い希望が電力事業の再編成に關する吾々の意見の基礎をなしているのである。

他の地域に比して高い電力料金を負担し或は電力供給の不安定のために企業の合理的な経営が不可能に陥るといふことは企業経営者としてたえ難いことである。日本の基礎産業の存続する九州産業への打撃は日本経済に対する根本的打撃となることは明らかである。

このような不幸な事態を避けるために貴下の親切な考慮を吾々は切に期待するものである。

電氣事業再編成に関する要望 (昭二五・一・一八、才三回全国大会)

十一月の京都における全国大会に提出

わが国電氣事業の再編成に当つては、産業に対する重大な打撃を避けるために有効な対策が必要である。これがために現在予想される地域別分断が実現される際には、水火力調整金制度を確立して、現在以上に料金の地域差を拡大することのないよう措置し、電力の地域間疏通を図ると共に、地域産業に應ずる電源開発を急速且つ強力に推進されることを要望する。

〔理由〕 一、九州、北海道、中国における石炭、九州における鉄は、全国生産の大部分を占めており、これらの地域に対する電力の不足と料金の高騰は、わが国産業に重大な影響を与えることは明らかである。

二、電氣事業の地域別再編成に伴い、一部産業の立地的再編成が必要となるが、資本蓄積の極めて低い現在において、この再編成には長期の時日を要する。これを無視して、急激に地域差を拡大することは、現在産業の能率的稼働を著しく低下することは明らかである。

三、九州においては、重化学工業のための保安電力の比重が極めて大で、需給の調整に弾力性がないために、電力の不足と不安定は産業に対する重大な打撃となる。

福岡縣政に關する要望書 (昭二六・六・六)

戦後に於ける吾国經濟の世界經濟との密接な連繫は、一面において地方經濟の從屬性と窮乏を増大している。これを打破するために資源の開発と地場産業の振興による県民所得の増加と文化生活水準の上昇を図り、もつて国内市場充実に由る眞の自立經濟を確立することが必要である。

既に過去四年の試練を経た地方自治体としては確固たる自信をもつて左記の諸施策の実現に邁進されることを要望する。

(1) 中央資金の導入

a 地場資本の蓄積が極めて貧弱であるから、支店銀行の貸付枠の増大、平衡交付金の増額、公共事業費の誘致等、中央の資金の導入に努力され度い。

(2) 地場資本の蓄積

a 動力、水、海陸交通等産業立地の整備、重点産業に対する減免税、融資斡旋等、強力なる産業政策を実施し、産業の誘致、地場産業の資本の蓄積を図ること

(3) 中小企業対策

a 信用保証制度の拡充と資金の斡旋援助、補導施設の拡充を図りまた県内生産品販路拡大策としての貿易分館の活用による輸出振興と商品陳列館等による県内外への紹介に努力され度い

(4) 県の綜合開發事業の遂行

a 最近公表された綜合開發計画は極めて老大でその全面的実現は困難と思われるので、特に矢部川綜合開發計画による水火力発電所の設置と、低品位炭利用火力発電所設置等の電源開發並に道路の補修、上下水道を

含む都市計画、住宅建築等を重点的に促進すること

(5) 行政の簡素化と科学化

- a 行政機構の簡素化を図り、徴税等のみられる事務運営の煩を極力除去すること
- b 産業技術、経営合理化等、県政科学化の為の技術研究所、既設調査機関を拡充、利用して行政の客観的基礎を明らかにすること

新電気料金の算定に関する要望書 (昭二六・七・二二)

新電気料金の決定については、資本蓄積、復興途上にある我国産業の現状を確認し、産業設備の能率的稼働を低下することなく、然かも尚地域の産業に応ずる良質豊富な電力を早急に確保し得る如く、電力原価算定の要素を一般産業に於ける水準を以て、合理的且つ公平に算出決定せられん事を要望する。

(理由)

一、電気事業の再編に伴い、将来必然的に一部産業の立地的再編が起ることとなるが、戦後資本蓄積の未だ極めて低い我国の現状に於ては、当分の間設備能力の稼働率低下を来すが如き電気料金の地域差は、水火力調整金制度の活用により排除し、国内生産力の低下を極力回避すべきである。

二、良質豊富なる電力を確保する為には、新設補修について莫大なる資金を要し、其の資金を企業自力に於て調整する為には、最も安定確実なる経営を想定し、今回の如き計算が行われたものと思われる。しかしながら我國に於ける老朽せる然かも無償却の電力設備の現状を、他産業の状況を無視し、一氣に解決しようとする事は、他産業を圧迫し公益事業の本旨に反することは明らかである。この矛盾を避けつゝ、豊富な資源の開發を遂行するためには開發銀行資金を重点的に投入し、外資に対しては政府の保証を与える等、国家的な強力な施策を要請すべきである。

〔鹿兒島經濟同友會〕

1 設立經過及び組織

戦災により荒廢に歸した鹿兒島の經濟再建を目的として才一線の中堅經濟人が同志相諮り、鹿兒島にも同友會の組織を作ることになり、昭和二十五年一月十二日創立總會を開き、規約を可決、代表幹

事勝田信君ほか役員を選任して発足した。

当面の活動方針は次のようになっている。

(イ) 毎月一回(八日)定例会合を開き当面の問題につき話をきき経営者としての自主的研究討議を行う。

(ロ) 経済資料、情報を提供配布する。

(ハ) 経済政策に関し討議、立案、建議する。

(ニ) 会報の発行(月一回)

(ホ) 会員室を設置し研究交歓の場所を提供する。

2 会活動の概況

本会は創立後いまだ一年有余にして日も浅く、会員組織も今少しく拡充整備した上で部会組織を構成する計画である。会の運営も毎月定例会議に重点を置いて会員相互の研究啓発を図ることに主力を置いてゐる。しかし昭和二十五年度的においては、当面の急務として左記要望書を総会の決議として発表した。

(1) 鹿児島県経済自立方策に関する要望

(2) 電気事業再編成早期解決に関する要望

〔資 料〕

鹿兒島縣經濟自立方策に関する要望 (昭二五・一〇・九)

鹿兒島県は現在宿命的な貧乏と戦災と災害の犠牲を担つてあえいでいる。

即ち、県民一人当り所得が国民平均の五〇％に過ぎないということは、県民の全所得を以て個人消費に充てるとしてもなお全国平均の生活水準にはるかに及ばず、従つて資本の蓄積、税金の負担にも余裕が少いということである。

県の經濟振興五カ年計画はこの現状を打開するために、県民所得を全国平均の七五％とすることを用途として農業その他原始産業の生産を最大限の一四〇％に高め尙且工業生産の水準を七〇〇％に飛躍向上せしめねばならないという基本方針に基づき、その施策を行わんとしつつある。しかるに県の貧弱な財政を以てしてはこのような五カ年計画を実現せしめることは極めて至難事であり、僅かに国土開発計画に依存するか、工場誘致を考える外は施策の見るべきものはない状態でいわばない袖は振れない悩みに立至つてるのである。

およそ、經濟の営みにおいては可能性と現実とは全く別の事からである。われわれが期待するものは何よりも先づ現実の成果である。そのためには五カ年計画にみる可能性への追求を清算して自力から出直す方針を探らねば

現実性がないのである。

それ故にわれわれは県当局において従来の方針を改めて新に経済自立方策を確立すべきであると信ずる。

経済自立の水準は人口に対応して目標を測定すると相当高くなるであろう。又いかなる経済構造が最も合理的であるかは県の基本方針に示すところと結論的には同じことになるであろう。たゞ、われわれがいう経済自立方策はアウタルキー方式を意味しないことはもちろん、従来の型にはまらない極めて弾力性のあるものでなくてはならないと考える。

従来の県市当局の産業指導は特に加工業指導に見られる如く失敗し、さなきだに不振をかこつ本県経済の自立化のために今後打出されるべき方策は、もはや旧態依然たる官僚指導であつてはならないことだけは明らかである。

新地方税制実施に当り、地方財政の自主化を期待する県民のよろんとして、われわれは県当局が速に従来の惰性を絶つて諸政一新の転機に臨み経済自立方策を確立するよう建築し、併せて左記諸点に特に留意することを要するとともに、当局者の政治的勇氣と決断を切望してやまない。

記

- 一、シャープ勧告の趣旨にかんがみ、本県経済力の実勢に応じ能う限り行政を簡素化し緊縮予算を編成すること
- 一、地方公共団体の行政機構簡素化に關しては中央にのみ依存せず地方独自の機関を設け速に研究すること
- 一、入件費を極力削減し予算を重点的に経済自立化方策の推進に充てること
- 一、県の行う産業指導は経済自立化推進の基本的施策に留めその他の個々の指導は原則として民間機関を活用すること

一、産業発展の基礎的条件である動力の開発と交通の整備に総力を結集すること、これが実施に當つては、

1 水力電気を開発し、これには農業用ダムを利用すること

2 一定の交通経路に基き幹線道路の整備とともに、港湾、農林道、観光道路の開発を促進し総合的效果をあげることに、要すれば受益者負担を考慮のこと

一、農村経済力の培養は刻下の急務であり、土地改良、品種改良等基礎条件の合理化を第一に行い、経営指導の如きは民間機関を活用すること

一、都市経済の振興、特に中小企業については政治問題化している限りにおいて県の適切な保護を必要とする。

例えば中小企業金融緩和のため信用保証協会に対する寄附金を増額するより懇請するが、その他の中小企業振興対策は原則として民間機関を利用すること。

〔仙台経済同友会〕

仙台経済同友会は昭和二十二年六月に成立した。会合は月二回定例的に行い、主として時局問題についてのヒヤリングとディスカッションを行つて来た。会員はとくに獲得に努めていないに拘らず漸次増加し、二十六年九月末現在で総数六九名となつている。

現在の代表幹事は地元企業から伊沢平勝君（七十七銀行副頭取）中央企業から茂木孝一君（旧本金属工業取締役仙台工場長）全国委員には藤崎三郎助君（藤崎デパート社長）が就任している。

北海道経済同友会

1、機構と運営

経済同友会全国組織の一環として、当地にも同友会を設立しようとの気運が昭和二十四年六月頃より急速に高まり、本部及び地元有力者の一カ月に亘る協力が実を結んで同年七月四日北海道拓殖銀行において創立総会を開催する運びとなつた。以後年を追つて会員は次第に増加し、二十六年七月末現在では一六〇余名を数えるに至つてゐる。

本会の機構は役員として幹事若干名、代表幹事一名、会計幹事二名で、役員の内任期は一年であり、代表幹事は幹事会において幹事の中から互選、会計幹事は総会において選任することになつてゐる。代表幹事は拓銀頭取広瀬経一氏が創立以来引続き三選されて今日に及んでゐる。

会の運営は創立当初は幹事会を頻繁に開催して総て幹事会で決定してゐたが、昭和二十五年二月から専門部会制をしき問題を専門部会において一応審議の上幹事会に諮り、決定する方針に改め、幹事会並びに金融、交通、産業の各専門部会を毎月定例的に開催することとした。その後、この方法は一

応取止めることになり、現在では全会員を一丸とする月例会を設け、毎月才二金曜日十二時半から午餐を共にして懇談的に議事を進行することにし、経済人としての職能的立場から本道の開発、日本経済の再建に寄与せんことを期している。なお、講演会、懇談会を随時開催している。

2、会活動の概況

(一) 答申書 経済同友会本部等からの照会に対する答申を年次別に列記すれば次の通りである。

年	月	件	名	答申先
昭和廿四年	十月		シャウブ勸告に関する意見	経済同友会
同			固定資産再評価影響調について	札幌財務部長
昭和	十一月		安定政策に関する要望案について	経済同友会
昭和廿五年	六月		日銀信用引締政策に関する要望書	同
昭和廿六年	一月		ダレス氏に提出する書簡要綱について	同
			註 答申書は大体一応全会員の意見を徴した上幹事会を開催して決定している。	

(二) 意見書及び要望書 意見書又は要望書として当会において経済同友会を通じ中央に提出したものは次の通りである。

年 月 件 名

昭和廿四年十月 鉄道貨物運賃引上反対意見書

廿五年三月 北海道綜合開發に対する要望

廿五年三月 北海道航空路開設についての陳情書

廿五年十二月 北海道冬期間の道路運送確保に関する意見書

以上は北海道経済同友会本部（札幌）の活動を中心に略述したのであるが、小樽、函館、室蘭、苫小牧、旭川、釧路、帯広、北見の各支部について一言すれば、函館だけは最初、本部の組織とは別個に単独に設立された。即ち昭和二十四年九月日本銀行函館支店長辻斧太郎君の唱導により経済同友会設立の機運が醸成され、九月廿二日発会式を挙ぐる運びに至つた。其後北海道経済同友会に合流して函館支部となつている。

小樽地区は昭和二十四年九月十二日北海道経済同友会の支部として発足、毎月才二木曜日午後三時より日本銀行小樽支店に例会を開催することに決定、爾来今日まで続いている。

その他の支部の活動状況も函館、小樽と大同小異であるが、極力札幌本部と連絡を密にし道内経済人が一丸となつて所期の目的を達成せんことを期している。

北海道綜合開發に対する要望（昭二五・三）

北海道には土地、山林、海洋、水力の外地下資源等未開發のまゝ放置されているものが尠くない。又産業も概ね原始的段階を脱していない。こゝに是等資源の限界開發と併せ各種産業の高度化を図り、其間の調和を期するならば日本經濟の復興と自立上に寄与するところ大なるものありと信じる。

依つて北海道綜合開發推進対策として次の諸点を要望する。

（一）北海道開發に対し総合的な企画性を持たすこと

行政機構については敢て言及しないが現状のように開發事業が關係各行政機關で個別的に立案施行せられ、而も政治的に利用されたり、陳情に動かされたり、又総花的弥縫的であつてはならない。關係各行政機關の「セクシヨナリズム」を排除し有機的に統制された計画の下に重点的実施を旨としその効率を最高度に發揮せしめなければならぬ。

（二）一般會計予算中公共事業費の北海道割当を最少限度面積割（二一％）まで引上げべきこと

開發事業中には公共土木事業の如く当然國費で行うべきものと全然私的資本に任せ得るものと、その中間に属すべきものとの三種があるであらう。

しかして北海道の開發は立地条件の緩和より初めなくては私企業の振興も期待し得ない。従つてその開發は財

政資金に対する依存度が頗る大であることは言を俟たないが二十五年度の予算割当を見ると僅かに人口割(5%)程度に過ぎない。北海道は鑿に挙げたように天然資源に富み各種産業の将来性を期待し得るから、国家は先物質という意味合で最少限度面積割程度(二五年度予算では二一〇億円)の財政資金を割当てられる様強く要請する。

(三) 預金部資金を開発資金に廣く運用し得る途を講ずること。見返資金を高率に割当てること。
更に利子補給・償還年限延長等の金融的特別措置を講ずること。

開発に多額の資本を必要とし且つ資本の回収に長期を要するもの、又独立的には不採算でも総合的开发により全体として経済性を達成し得るもの等に対しては特別な金融的措置を講じ経営方式は私企業であつても国家的信用の裏付を要する。

(四) 交通運輸の拡充と電力事情の解決を期すること

本道開発上交通運輸の拡充と電力問題は先行着手を要し之については論議に俟つまでもない処であるから速急其の実現を期したい。尙電源開発中、治山、治水、土地改良と関係深きものについては公共土木事業として国費支弁によることを要望する。

(五) 農畜林水産業の高度化と開拓の合理的推進を図ること

開発の基本的施設は各種産業の関連の下に自然に誘發せしむべきではあるが、北海道の立地条件に「マッチ」した経営形態の実現を期するため協同組織の強化育成が必要である。開拓については移民の質を厳選し個別的助成を極力削減し公共的なもの、協同的な施設に重点を置き自主的にその実を挙げさすべきである。

尙特殊な事項として次の二点をあげる。

1. 北洋漁業の再開

2. 奥地林の開発

(六) 石炭、金鉱、其他の地下資源の開発を計画的に推進せしむること

(七) 農畜林水産物（特に水産物）の高度利用化を期すること

(八) 工業の跛行的な現況を是正し既存の重工業、化学工業の合理化、総合的育成を図ること

(九) 石炭を原料とする合成化学工業と酸、アルカリ工業に対し電源開発と関連の下に充分検討すべきこと

(十) 科学博物館を設置すること

科学博物館を設け科学智識の普及を図り一般の科学センスを高揚することは産業（特に工業）を振興せしむる所以である。

北海道冬期間の道路運送確保に関する意見書（昭和二五・十二）

敗戦により狭隘化した領土で産業の再建を図る為には北海道の開発が急務となり、茲に北海道開発庁の設置を見たのでありますが、凡そ産業の興隆を期するには自動車による輸送の確立が先決の条件であることは言を俟たぬ処であります。この重要な運輸交通部門を担当する北海道の自動車は積雪の障害による特殊事情の為冬期間は殆んど運行休止を余儀なくされる実情にあります。

此事は本道産業、経済、文化上大なる支障を生じている現状に鑑み、国及び道に於いて除雪を行い年間を通じ

運送の確保をなし得るよう特段の御配慮を願度左記の理由を具して意見書提出申し上げる次才であります。

理由書

一、北海道の冬期間に於ける自動車輸送は、積雪による被害の為大半が運行休止の状態になる。

北海道の自動車の総数は一五、二七一輛（昭和二五・八・三一現在札幌陸運局調査）であつて全国の五%に過ぎない。贅言するまでもなく本道の面積七八、四六七方籽の広域に対し鉄道軌道は一方籽当り国鉄四八米弱私鉄五米計五三米に過ぎないから必然的に自動車輸送に依存しなければならぬ。而してその特徴は、貨物並に旅客共長距離輸送に在るが本道の輸送路は舗装の過少ばかりでなく冬期間約四カ月は積雪によつて殆んど運休のやむなき事情に陥り年間一車当り能率は、左記の通り低下する事情にあるため経済的に發展しない理由が潜在する。

年間自動車一車当りの輸送量

種別	全 国	北 海 道	比 率
旅 客	八二、一三五人	六三、三七六人	七七%
貨 物	三、六九四吨	一、七二六吨	四七%

即ち其実情は道路総延長は四二、〇三七籽九であり、この内自動車の運行可能の延長は一四、一〇〇籽三四（幅員二米以上を可能と算定する）、舗装延長は全体の〇・三%に相当する一四一籽四に過ぎない。

冬期間に於ては気象の關係により道南地方の一部約一、〇〇〇籽程度のみが運行可能とされているだけで比率は自動車路線の七%、全体の二・三%に止り他は悉く雪害の為運行不能となる。

二、冬期間の自動車運行休止により北海道の産業、経済、文化は停頓する。

札幌陸運局調査資料によつて之の概要を窺うに

旅客

年間輸送総人員

三六、五六三、〇四四人

夏期（二四年五月～十二月）一カ月平均

三、三二五、二〇六人

冬期（二四年一月～三月）一カ月平均

二、四九〇、三四八人

差引

八三四、八五八人

減少率

二五%

貨物

年間輸送総噸數

一〇、〇六三、三一一噸

夏期（二四年五月～十二月）一カ月平均

九一八、〇九七噸

冬期（二四年一月～三月）一カ月平均

六七九、六三二噸

差引

二三八、四六五噸

減少率

二六%

（註）

右は昭和二十四年度（會計年度）に於ける実績によれるものなるが、其間に於ける自動車台数の増加（増加率乗用車九%、貨物車三一%）を考慮するときは、更に冬期分に於ける輸送力減退率の増大するは明かであつて貨物は其の率三五%にも及ぶものと推定される。

又日本通運取扱に係る昭和二十四年度実績（日本通運札幌支社調上註参照）によれば

貨物

年間輸送吨数

夏期(廿四年五月~十二月) 一、三八一、九六一吨

一三二、一六六〃

冬期(廿四年四月、廿五年一~三月) 一、九百平均

八一、一五七〃

差引

五一、〇〇九〃

減少率

三九%

(註)

年度	区分	貨物 輸送吨数
	月別	
昭和二十四年度	24年4月	90,342
	5月	114,619
	6月	134,886
	7月	139,275
	8月	121,230
	9月	138,279
	10月	170,538
	11月	165,732
	12月	72,774
	25年1月	70,535
	2月	83,973
	3月	79,778
	合計	1,381,961

以上の如く輸送吨数の減退の外に更に重大なることは長距離運送の機能は停止され単なる都市周辺の運搬に限せらるることであり、又雪櫃装備による運搬との二重経費を負担せしめらるることである。

三、冬期間の雪害対策が解決されなければ北海道の開発は期せられない。

(一) 北海道に於ける主動脈幹線である小樽—札幌—旭川間の国道を初めとし主要都市及び其の周辺其の他の幹線も絶対に除雪を必要とし、其の路線は二、五三三料と算定される。

(二) 一料当りの除雪費を全期間中を通じ約五万円と仮定すれば総額壹億二千万円余と概算され、これが実施によつて受けられ得る経済上の利益も亦莫大な金額である事は想像に難くない。

(三) 以上の実施促進に關し今夏既に札幌陸運局長を中心に北海道冬期輸送対策委員会を結成し対策は考究せられてゐるが、更に北海道開発庁の設置による諸般の計画も取進められてゐるのであるが今日、冬期に於ける自動車輸送の安全確保が維持出来なければ如何なる計画の促進も行われなるとも断言し得るから本道自動車路線の冬期除雪を実施することは緊急事と信ずる。